

湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る 過疎地域自立促進計画

(平成28年度～令和2年度)

平成28年3月

鳥取県東伯郡湯梨浜町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 湯梨浜町における過疎とみなされる区域の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	9
(4) 地域の自立促進の基本方針	13
(5) 計画の期間	18
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	18

2. 産業の振興

① 農 業	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	21
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
② 林 業	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	23
(3) 事業計画	24
③ 水 産 業	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	26
(3) 事業計画	27
④ 商 工 業	28
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 事業計画	29
⑤ 観光及びレクリエーション	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 事業計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

① 道 路	32
(1) 現況と問題点	32

(2) その対策	33
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
② 情報通信	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 事業計画	35
③ 交通の確保及び地域間交流の推進	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 事業計画	36
4. 生活環境の整備	
① 水道施設	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
② 下水処理施設	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
③ ごみの減量化と処理	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
(3) 事業計画	41
④ 消防施設	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	43
(3) 事業計画	44
⑤ 公営住宅	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画	44

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
① 社会福祉	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	47
(3) 事業計画	47
② 児童福祉	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	48
(3) 事業計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
6. 医療の確保	
① 医 療	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 事業計画	51
② 保健予防活動	51
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 事業計画	52
7. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	55
(3) 事業計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	58
8. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	59
(3) 事業計画	59
9. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	60
(2) その対策	60
(3) 事業計画	61
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	63

(2) その対策	63
(3) 事業計画	63

【再掲】

1. 事業計画（平成28年度～令和2年度） 過疎地域自立促進特別事業一覧	64
--------------------------------------	----

【参考資料】

1. 事業計画（平成28年度～令和2年度）	69
2. 年度別事業計画（平成28年度）	78

【付録】

1. 諮問書	82
2. 答申書	82
3. 議決書	83
4. 湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域自立促進計画策定委員会設置要綱	84
5. 計画策定関係者	86
6. 計画策定の経過	87

1. 基本的な事項

(1) 湯梨浜町における過疎とみなされる区域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

湯梨浜町は、旧羽合町、泊村、東郷町の2町1村が合併し、平成16年10月1日に誕生しました。湯梨浜町において過疎とみなされる区域である泊地域は、鳥取県のほぼ中央に位置し、日本海に面した総面積14.56㎢の小さな区域です。

地勢は、総面積の約70%が山地丘陵で占め、その山地丘陵が海岸線まで段丘状に迫っているために平地が極めて少なく、地形的には恵まれていません。また、そのわずかな平野部を国道9号とJR山陰本線が東西に走り、地域を南北に分断しているため、交通の便は良いものの、国土の均衡ある発展を阻害しています。しかし、平成15年3月に山陰道青谷・羽合道路が開通し、地域の中心部にインターチェンジができたことから、交通アクセスは若干の改善が見られ、圏域である倉吉市まで16km、県庁所在地の鳥取市まで30kmの立地的条件から利便性は高まりつつあります。

地域の主な産業は、古くから農業と漁業が基幹産業であり、農業では山地丘陵を中心に二十世紀梨等の梨が栽培され、平野部ではスイカ、キャベツ、ホウレンソウ等のそ菜類や地域の特産品である源五兵衛スイカの栽培が盛んです。ハウス栽培による団地化も進み、年間を通して安定的な栽培、生産を目指しています。

漁業では、県中部の沿岸漁業基地として整備が進められている第2種漁港の泊漁港があり、ヒラメやタイ、ハマチ、イカ等が水揚げされていますが、資源の枯渇による漁獲量の減少、後継者不足等の問題を抱えています。近年では、関係機関と連携し、遊休施設活用施設での魚介類の販売や陸上養殖施設の建設など、地元に着した形で漁業振興に向けた取り組みを行っています。

泊地域の歴史をさかのぼると、各所で縄文時代の土器等が出土していることから、およそ3千年前には既にこの地で人々が暮らしていたと推測されます。また、戦国時代には山名刑部大輔の居城、河口城が置かれ、因幡・伯耆国境の要衝地として重要視されていました。

「泊」という地名は、船舶の停泊に便利であったことに由来するともいわれ、古くから海上交通の要衝として名高く、江戸時代には鳥取藩の船番所も置かれるなど、因幡と伯耆を結ぶ街道の宿場町として隆盛を極めました。明治22(1889)年には町村制が施行され、久津賀村・泊村・三橋村の3村となり、大正7年1月1日には3村が合併し、泊村が誕生しました。

第6次泊村総合計画では、「人と自然が調和した心の豊かさが実感できる村づくり」を基本方針に、村民が安心して住めるための新たな村づくりを進めてきました。全国に普及したグラウンド・ゴルフを核とした村づくりや、風力発電施設を設置するなど、新エネルギーの推進、県外青年の生活体験事業、漁業後継者の対策等に取り組んできました。以来、その精神は、地域活性化へ向けた取り組みの一端として新町へ引き継がれています。

湯梨浜町の「浜」の中核を成す石脇海水浴場は、白砂青松と「鳴り砂」を誇り、日本海水浴場88選(2001環境庁選定)、快水浴場百選(2006環境省選定)に選ばれた海水浴場です。近年、環境変化や観光客の旅行ニーズの変化に伴い、主要観光地における入込客の減少が叫ばれる中、本海水浴場も例外ではなく減少傾向にあります。地域の特性を最大限に生かしながら、その他地域との連携を図り、観光客が訪れやすい取り組みや環境整備を進めていく必要があります。

平成5年にオープンしたグラウンド・ゴルフのふるさと公園「潮風の丘とまり」は、グラウンド・ゴルフの聖地として毎年多くの愛好家が訪れます。グラウンド・ゴルフは、昭和57年に生涯スポーツ活動推進事業の一環として旧泊村から誕生したものであり、グラウンド・ゴルフ発祥地としての知名度を生かした積極的な宣伝活動を行っているほか、平成19年には指定管理者制

度を導入しました。引き続き、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性向上を図りながら、国際化も視野に入れた一層の普及促進に努めていく必要があります。

また、日本海から吹き付ける風を最大限に生かすため、平成14年11月に鳥取県第1号の本格的風力発電施設を1基設置、稼動しました。自然エネルギーの活用は、新しい地域づくりとして先駆的な取り組みであり、地域のシンボルとしてその役割を十分に果たしています。

過疎地域については、地形的制約や人口減少・高齢化を背景とした地域の後継者不足、産業基盤の弱体化、生活環境整備の立ち遅れ等のさまざまな懸案事項を抱えていますが、これらの解消に向け、特色ある地域資源の活用や取り組みの中で、地域自らの自立促進を図ることが必要です。

イ 過疎の状況

湯梨浜町における過疎地域は、合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす「一部過疎」として泊地域が指定されました。（過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項適用）

本地域の総面積は、14.56㎢、人口は2,737人（平成22年国勢調査）で、町全体に占める割合は、面積18.7%、人口16.1%となっています。本地域は、総面積の約70%が山地丘陵で占め、その山地丘陵が海岸線まで段丘状に迫っているために平地が極めて少なく、地形的な制約が大きいものと考えられます。

また、本町の人口は、昭和22年をピークに減少を続けましたが、昭和45年以降、微減微増を繰り返して現在に至っています。一方、本地域の人口は、経済の高度成長期を背景に大きく減少し、昭和50年代以降、減少率は鈍化したものの現在もなお人口減少は続いています。昭和35年の4,477人を基準とすると、平成22年には2,737人まで減少し、この50年間で1,740人、39%の人口減となっています。特に、若年層の都市部への人口流出や少子化、高齢化が進行し、平成22年における年齢別人口を見ると、65歳以上の老年人口はこの50年間で倍以上に増加。高齢者比率は30.2%にまで達しており、全国平均が23%、鳥取県平均が26.1%であることから、高い水準で推移していることがうかがえます。これに対し、15歳から29歳の若年者比率は、平成7年の14.7%から11.3%まで減少しており、これが過疎の大きな要因の一つと考えられます。若年層の流出や出生率の低下は、人口の年齢構成を大きく変化させてきました。特に、0歳から14歳の年少人口の総人口に占める割合は、昭和35年に34.4%であったものが、平成22年には13.4%にまで減少していることから、同様に過疎の大きな要因の一つといえます。また、15歳から64歳の生産年齢人口は、昭和35年に65歳以上人口の6倍を超えていましたが、平成22年には約2倍にとどまり、これが第1次産業の後継者不足を生じさせる最大の要因となっています。

これらの状況に対する改善施策として、第1次産業の後継者育成対策、保健・福祉対策の拡充、下水道事業等の生活環境の整備、グラウンド・ゴルフを核とした観光施策、特色ある地域づくりとして新エネルギー開発等の諸施策を重点的に実施してきました。さらに、若者定住対策として分譲宅地造成事業や若者向け公営住宅の建設等を実施してきたことによって、平成13年以降の出生率は、県全体を上回るものとなりました。また、1人の女性が一生の間に産むであろう子どもの数を示す合計特殊出生率を見ると、平成15年において2.21となり、その後は若干低い数値で推移しつつも、平成23年には1.89を示し、県平均1.58、全国平均1.39を大きく上回る数値を示しました。この結果は、計画的かつ積極的な定住対策及び子育て支援施策等の実施成果であると評価していますが、今後の展開として、将来親になる世代をいかに確保するか、そのために地域の魅力をいかに若年層に届けていくかを課題として、若年層の定住促進に向けてさらなる施策の充実が必要となります。

本町では、平成2年に泊地域が過疎地域の指定を受け、泊村過疎地域活性化計画（前期・後期：

平成２年度から１０年間）、泊村過疎地域自立促進計画（前期：平成１２年度から５年間）、湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域自立促進計画（後期：平成１７年度から５年間）、さらに、期間延長による湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域自立促進計画（前期：平成２２年度から６年間）を策定し、過疎対策を積極的に推進してきました。その結果として、生活環境の整備や定住促進等一定の成果を見出すことができましたが、地域人口の減少は依然として続いており、若年層の都市部への流出や少子化、高齢化の進行等解消されていない多くの問題を抱えています。そのため、地域の特性を生かしながら、地域の自立を促進するための施策を計画的に実施し、地域活力の維持、向上に努めていく必要があります。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

泊地域では、古くから地域の特性を生かし、農業・漁業を中心とする半農半漁の村として発展してきました。農業では山地丘陵を中心に梨の栽培が、平野部ではスイカやホウレンソウ等のそ菜類の栽培が盛んです。漁業では、泊漁港を基地とした沿岸漁業によってタイやハマチ、イカ等の日本海の幸が水揚げされ、鳥取県中部を代表する中核漁港としての役割を担ってきました。

しかし、農産物の国外からの輸入や資源の枯渇等によって農業・漁業の第１次産業は急速に低迷していきました。第１次産業経営は、世帯家族を単位とした労働力によって成り立っており、産業の低迷によって就業者、労働者が他産業へ移行する現象が第１次産業の低迷に拍車を掛けたともいえます。特に、本地域においては、第１次産業にウエイトのあった若い就業人口が、高度経済成長に代表される日本経済の大きな変動の中で都市部への流出や他産業への就業等によって大幅に減少し、深刻な後継者不足を助長してきました。

昭和４０年代においては、中小企業誘致や海水浴場開設等への支援を行い、地域内での就業機会の創出や増大、産業拡充に努めてきましたが、期待したほどには産業構造に大きな変化は見られず、雇用の拡大や企業誘致はあまり伸びませんでした。

近年における主な産業の年間生産（販売）額と就業人口の推移は別表のとおりです。基幹産業である農業、漁業はもとより、製造業においても、平成１５年の生産額は昭和６３年に比べて３０％以上減少しており、就業者の老齢化は深刻な問題となっています。

第１次産業の就業人口構成比を見ると、昭和４５年に３６．３％であったものが、大幅な減少を繰り返し、平成２２年には１９．５％とほぼ半減しました。就業人口、労働力人口ともに減少傾向と老齢化にあり、第１次産業から製造業やサービス業等他産業への就業が増加しています。

農業、漁業の基幹産業を守るためにも生産基盤の整備と経営の近代化を促進し、付加価値の高い農業や漁業を目指すとともに、継続的に後継者の確保、育成に努める必要があります。また、第２次、第３次産業の振興については、本地域内には大企業はなく、地理的条件や環境から今後も企業誘致は期待できないことから、既存企業や地元商店の育成、強化を目指し、関係機関と連携しながら経営の近代化を支援していく必要があります。

本地域には国道９号、ＪＲ山陰本線、主要地方道倉吉青谷線が走り、また、平成１５年３月には山陰道青谷・羽合道路が開通するなど、交通アクセスの改善が図られています。鳥取・島根・山口県を結ぶこの山陰道は、現在も全線開通に向けて整備が進められており、鳥取県内の全区間は無料であるなどの面から、今後も交流人口の増加が予想されます。そのため、地域の基幹産業である農業や漁業、地域らしい資源を大切にしながらその磨き上げを行い、新たな魅力創出を図る必要があります。本町には、「湯」「梨」「浜」に代表されるもののほか、他に誇れる魅力ある資源が数多くあります。地域の魅力創出には、直接的な観光産業のみならず、あらゆる産業の連携が不可欠であり、地域の特性を生かした観光事業にも力を注ぎながら、地域の活性化に努めていく必要があります。

●主な産業の年間生産（販売）額

(単位：百万円)

年 区分	昭和 63 年	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年
農業	4,609	5,208	5,720	4,430	3,750	2,880	2,990		
泊地域	878	980	970	780	620	570			
漁業	336	368	476	581	519	228	330		
泊地域	276	303	283	303	201	185	133		
製造業	8,042	9,502	9,320	10,514	7,988	6,733	6,387	3,965	5,591
泊地域	1,627	1,581	1,353	1,308	1,230	1,018			
商業	18,716	25,595	32,052	32,570	21,318	18,755	16,050	14,200	11,315
泊地域	1,484	2,784	3,023	2,960	3,101	2,304	1,814		

(資料)

※農 業 「鳥取農林水産累計統計」中「農業粗生産額」(昭和63年～平成12年)

「鳥取農林水産統計年報」中「農業粗生産額」(平成15年～平成18年)

※漁 業 東郷湖漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合泊支所から聞き取り。

羽合漁港分(平成18年のみ)含む。

※製造業 「工業統計」「経済センサス」

※商 業 「商業統計」「経済センサス」

●就業人口の推移

(単位：人、%)

年 区分	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総 数	10,215	10,078	10,144	10,007	9,615	9,578	9,510	9,343	8,676
泊地域	2,150	2,026	1,985	1,920	1,769	1,735	1,667	1,501	1,377
男女別									
男	4,975	5,136	5,290	5,209	5,035	5,089	5,109	4,995	4,650
泊地域	1,052	1,038	1,023	1,013	942	949	920	840	765
女	5,240	4,942	4,854	4,798	4,580	4,489	4,401	4,348	4,026
泊地域	1,098	988	962	907	827	786	747	661	612
産業別									
第1次	3,636	3,786	3,364	3,072	2,627	2,268	1,949	1,792	1,465
泊地域	781	769	708	600	463	398	352	313	269
第2次	2,261	2,402	2,606	2,616	2,648	2,533	2,527	2,192	1,821
泊地域	551	581	588	599	572	547	529	386	309
第3次	4,318	3,890	4,174	4,319	4,340	4,777	5,034	5,359	5,390
泊地域	818	676	689	721	734	790	786	802	799
構成比									
第1次	35.6	37.6	33.2	30.7	27.3	23.7	20.5	19.2	16.9
泊地域	36.3	37.9	35.7	31.2	26.2	23.0	21.1	20.9	19.5
第2次	22.1	23.8	25.7	26.1	27.6	26.4	26.6	23.5	21.0
泊地域	25.6	28.7	29.6	31.2	32.3	31.5	31.7	25.7	22.5
第3次	42.3	38.6	41.1	43.2	45.1	49.9	52.9	57.3	62.1
泊地域	38.1	33.4	34.7	37.6	41.5	45.5	47.2	53.4	58.0
総人口	17,776	17,331	17,488	17,498	17,309	17,167	17,381	17,525	17,029
泊地域	3,833	3,608	3,498	3,420	3,325	3,194	3,056	2,954	2,737
総人口対比	57.5	58.2	58.0	57.2	55.6	55.8	54.7	53.3	51.0
泊地域	56.1	56.2	56.7	56.1	53.2	54.3	54.5	50.8	50.3
労働力人口	10,313	10,219	10,296	10,168	9,803	9,798	9,813	9,802	9,213
泊地域	2,170	2,059	2,012	1,942	1,809	1,784	1,725	1,563	1,444
労働力人口対比	99.1	98.6	98.5	98.4	98.1	97.8	96.9	95.3	94.2
泊地域	99.1	98.4	98.7	98.9	97.8	97.3	96.6	96.0	95.4

(資料：国勢調査)

(2) 人口及び産業の推移と動向

本地域における人口の推移は、表１－１（１）のとおりです。全体の増減率を見ると、昭和３５年から４０年にかけて７．６％減少し、昭和５０年に至るまで非常に高い減少率を示してきました。昭和６０年以降は小幅な減少で推移し、平成１２年から平成１７年の３．３％減少のように、減少率に若干の緩みを見せたものの、平成１７年から２２年の減少率は７．３％と、再び高い率で減少の動きを見せています。

住民基本台帳人口は表１－１（２）のとおりで、平成１２年３月末から平成１７年３月末では２．１％減少と、小幅な減少傾向が見受けられます。しかし、平成１７年３月末から平成２２年３月末では６．０％、その後、平成２６年３月末にかけては５．２％減少と、大幅な減少傾向が見られ、地域活力の維持、向上等地域の自立促進に向けた懸念材料となっています。

また、人口構成に目を向けると、昭和３５年には０歳から１４歳の年少人口が総人口の３分の１を占め、１５歳から６４歳の生産年齢人口は総人口の５６％を超えていました。６５歳以上の老年人口は９．２％で、典型的なピラミッド型の人口構造を形成していましたが、昭和６０年には若年者比率が１７．４％と段階的に減少しており、逆に高齢者比率がほぼ同水準の１７．５％まで上昇しています。平成２２年には若年者比率がさらに減少して１１．３％に、高齢者比率は３０．２％と推移し、地域の高齢化を顕著に示す結果となっています。

本町における人口の見通しについては、表１－１（３）が示すとおり、平成２２年に１７，０２９人であった総人口は年数の経過とともに減少し、平成３７年には約１，５００人減の１５，５３６人、さらに１５年後の平成５２年には１４，０３５人にまで減少すると予測されます。また、少子高齢化や都市部への若年層の流出を受け、１５歳から６４歳の生産年齢人口は大幅に減少することが見込まれ、これらの問題に対するより効果的な対策が求められます。

表１－１（４）産業別人口の動向について見ると、時代背景とともに就業構造に大きな変化をもたらされたことが分かります。まず、就業人口総数については、昭和３５年の１，９６２人から平成２２年には１，３７７人にまで減少しています。産業別の就業人口比率を見ると、昭和３５年の第１次産業就業人口は全体の６４．２％を占めていましたが、平成２２年には１９．５％と、５０年間で３分の１以下にまで大幅に減少しています。その反面、第２次産業の就業人口比率は、１２．３％から２２．５％に、第３次産業の就業人口比率は２３．５％から５８．０％へと、それぞれ大幅に増加しており、いかに基幹産業である農業、漁業従事者数が減少の一途をたどっているかが一目瞭然です。

過疎要因の解消に向けて、今後も農業、漁業の基盤整備等第１次産業振興施策の継続的な推進は必要となりますが、その効果検証に当たっては必ずしも即効性があるものばかりではなく、中長期的な視点でその効果を波及させるものもあることから、第１次産業の就業人口減少は今後もしも続き、第２次・第３次産業への就業増加が予想されます。

●表 1－1（１）人口の推移

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 20,447	人 19,198	% △ 6.1	人 17,776	% △ 7.4	人 17,331	% △ 2.5	人 17,488	% 0.9	人 17,498	% 0.1
泊地域	4,477	4,138	△ 7.6	3,833	△ 7.4	3,608	△ 5.9	3,498	△ 3.0	3,420	△ 2.2
0～14 歳	6,894	5,418	△ 21.4	4,118	△ 24.0	3,528	△ 14.3	3,450	△ 2.2	3,529	2.3
泊地域	1,540	1,220	△ 20.8	956	△ 21.6	761	△ 20.4	694	△ 8.8	639	△ 7.9
15～64 歳	11,641	11,733	0.8	11,521	△ 1.8	11,402	△ 1.0	11,346	△ 0.5	10,918	△ 3.8
泊地域	2,526	2,481	△ 1.8	2,443	△ 1.5	2,364	△ 3.2	2,265	△ 4.2	2,184	△ 3.6
うち 15 歳～29 歳(a)	3,958	3,830	△ 3.2	3,594	△ 6.2	3,605	0.3	3,271	△ 9.3	2,785	△ 14.9
泊地域	848	806	△ 5.0	774	△ 4.0	758	△ 2.1	671	△ 11.5	594	△ 11.5
65 歳以上(b)	1,912	2,047	7.1	2,137	4.4	2,401	12.4	2,692	12.1	3,051	13.3
泊地域	411	437	6.3	434	△ 0.7	483	11.3	539	11.6	597	10.8
(a)／総数	%	%		%		%		%		%	
若年者比率	19.4	20.0	—	20.2	—	20.8	—	18.7	—	15.9	—
泊地域	18.9	19.5		20.2		21.0		19.2		17.4	
(b)／総数	%	%		%		%		%		%	
高齢者比率	9.4	10.7	—	12.0	—	13.9	—	15.4	—	17.4	—
泊地域	9.2	10.6		11.3		13.4		15.4		17.5	

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 17,309	% △ 1.1	人 17,167	% △ 0.8	人 17,381	% 1.3	人 17,525	% 0.8	人 17,029	% △2.8
泊地域	3,325	△ 2.8	3,194	△ 3.9	3,056	△ 4.3	2,954	△3.3	2,737	△7.3
0～14 歳	3,328	△ 5.7	3,007	△ 9.7	2,811	△ 6.5	2,605	△ 7.3	2,436	△6.5
泊地域	619	△ 3.1	534	△ 13.7	478	△ 10.5	434	△ 9.2	366	△15.7
15～64 歳	10,478	△ 4.0	10,177	△ 2.9	10,277	1.0	10,393	1.1	10,003	△3.8
泊地域	2,046	△ 6.3	1,893	△ 7.5	1,764	△ 6.8	1,674	△ 5.1	1,545	△7.7
うち 15 歳～29 歳(a)	2,545	△ 8.6	2,561	0.6	2,681	4.7	2,570	△ 4.1	2,122	△17.4
泊地域	487	△ 18.0	470	△ 3.5	439	△ 6.6	399	△ 9.1	309	△22.6
65 歳以上(b)	3,503	14.8	3,983	13.7	4,293	7.8	4,527	5.5	4,590	1.4
泊地域	660	10.6	767	16.2	814	6.1	846	3.9	826	△2.4
(a)／総数	%		%		%		%		%	
若年者比率	14.7	—	14.9	—	15.4	—	14.7	—	12.5	—
泊地域	14.6		14.7		14.4		13.5		11.3	
(b)／総数	%		%		%		%		%	
高齢者比率	20.2	—	23.2	—	24.7	—	25.8	—	27.0	—
泊地域	19.8		24.0		26.6		28.6		30.2	

(資料：国勢調査)

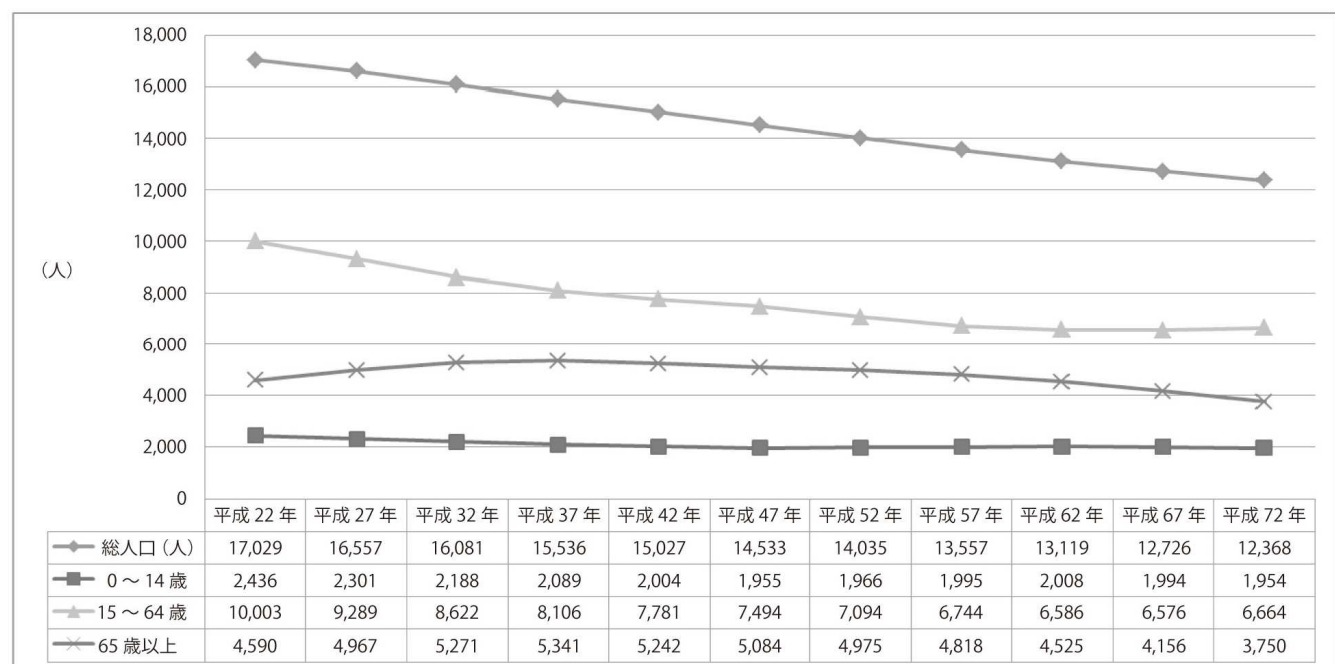
●表 1－1（2）人口の推移

区 分	平成 12 年 3 月 31 日			平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 17,813	% —	% 2.0	人 17,994	% —	% 1.0	人 17,670	% —	% △1.8
泊地域	3,156	—	△ 3.4	3,090	—	△ 2.1	2,904	—	△6.0
男	8,466	47.5	2.0	8,641	48.0	2.1	8,497	48.1	△1.7
泊地域	1,489	47.2	△ 3.9	1,487	48.1	△ 0.1	1,401	48.2	△5.8
女	9,347	52.5	1.9	9,353	52.0	0.1	9,173	51.9	△1.9
泊地域	1,667	52.8	△ 2.9	1,603	51.9	△ 3.8	1,503	51.8	△6.2

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 17,433	% —	% △1.3	人 17,364	% —	% △0.4
泊地域	2,754	—	△5.2	2,692	—	△2.3
男（外国人住民除く）	8,379	48.1	△1.4	8,365	48.2	△0.2
泊地域	1,325	48.1	△5.4	1,298	48.2	△2.0
女（外国人住民除く）	8,971	51.5	△2.2	8,936	51.5	△0.4
泊地域	1,424	51.7	△5.3	1,389	51.6	△2.5
男（外国人住民）	16	0.2	—	10	0.1	△37.5
女（外国人住民）	67	0.8	—	53	0.6	△20.9

（資料：住民基本台帳）

●表 1－1（3）人口の見通し



（資料：湯梨浜町人口ビジョン、国勢調査）

●表 1－1（４）産業別人口の動向

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,286	人 9,697	% △ 5.7	人 10,215	% 5.3	人 10,078	% △ 1.3	人 10,144	% 0.7	人 10,007	% △ 1.3
泊地域	1,962	1,940	△ 1.1	2,150	10.8	2,026	△ 5.8	1,985	△ 2.0	1,920	△ 3.3
第 1 次産業 就業人口比率	% 62.3	% 51.5	—	% 35.6	—	% 37.6	—	% 33.2	—	% 30.7	—
泊地域	64.2	45.8		36.3		38.0		35.7		31.3	
第 2 次産業 就業人口比率	% 13.8	% 16.3	—	% 22.1	—	% 23.8	—	% 25.7	—	% 26.1	—
泊地域	12.3	21.6		25.6		28.7		29.6		31.2	
第 3 次産業 就業人口比率	% 23.9	% 32.2	—	% 42.3	—	% 38.6	—	% 41.2	—	% 43.2	—
泊地域	23.5	32.6		38.1		33.3		34.7		37.5	

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,615	% △ 3.9	人 9,578	% △ 0.4	人 9,510	% △ 0.7	人 9,343	% △ 1.8	人 8,676	% △ 7.1
泊地域	1,769	△ 7.9	1,735	△ 1.9	1,667	△ 3.9	1,501	△ 10.0	1,377	△ 8.3
第 1 次産業 就業人口比率	% 27.3	—	% 23.7	—	% 20.5	—	% 19.2	—	% 16.9	—
泊地域	26.2		22.9		21.1		20.9		19.5	
第 2 次産業 就業人口比率	% 27.5	—	% 26.5	—	% 26.6	—	% 23.5	—	% 21.0	—
泊地域	32.3		31.5		31.7		25.7		22.5	
第 3 次産業 就業人口比率	% 45.1	—	% 49.9	—	% 52.9	—	% 57.4	—	% 62.1	—
泊地域	41.5		45.6		47.2		53.4		58.0	

(資料：国勢調査)

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

湯梨浜町は、旧羽合町、泊村、東郷町の2町1村が合併し、平成16年10月1日に誕生しました。平成26年10月には町制施行10周年を迎え、これまで各地域の融和と過疎地域を含む町全体の均衡ある発展を目指しながら、特色あるまちづくりを推進してきました。現在の行政機構は別紙のとおりであり、行政サービスの維持・向上を念頭に、きめ細やかな行政運営に努めているところです。

本町において過疎とみなされる区域である泊地域は、平成2年に過疎地域の指定を受け、以来25年にわたり過疎対策を積極的に推進してきました。特に、過疎地域特有の少子・高齢化に対応するための魅力ある若者移住定住促進対策、特色ある地域資源を活用したまちづくり、また、公共下水道事業や農業集落排水事業等の生活環境の整備に努めてきました。

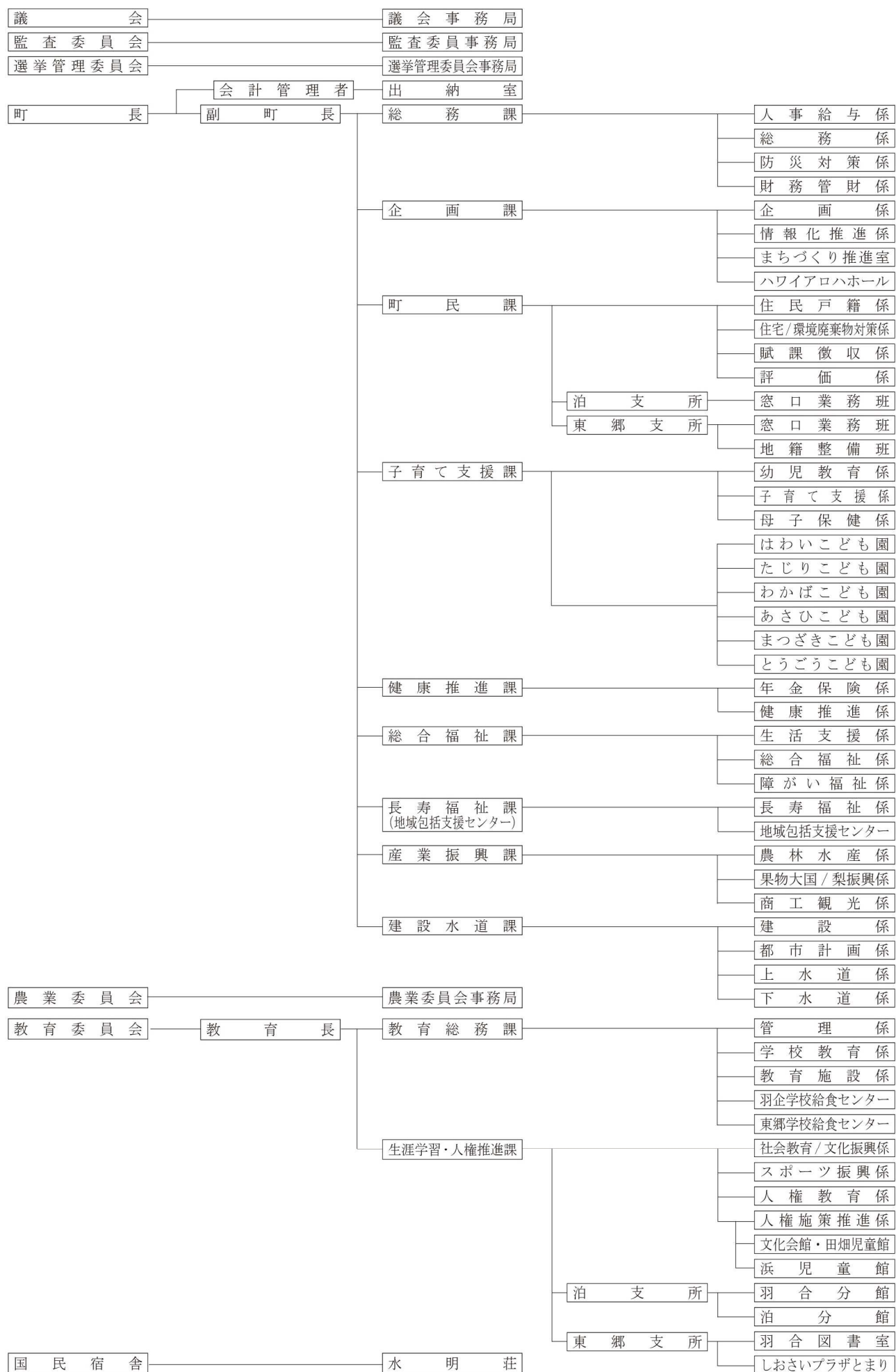
保健・福祉・医療対策では、すべての住民が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるような明るく活力あるまちづくりを推進しました。中でも、幼保一体化や安心して子どもを産み育てられるための子育て支援の拡充、各種健診事業の充実により、疾病の早期発見、早期治療等徹底した取り組みの中で、一定の成果を上げることができました。

過疎対策の中核を成す高齢者対策については、平成9年度に保健福祉センターが開設され、老後を住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活環境の向上が図られました。施設は、湯梨浜町社会福祉協議会に譲渡された後も、地域に寄り添いながら、保健・福祉の拠点施設としての役割を担っています。

教育対策については、学校教育をはじめ、社会教育、生涯学習、社会体育等の様々な分野で連携を図りながら、学校、家庭、そして地域が一体となった青少年育成を推進し、さらには、中央公民館等の住民の活動拠点の整備を図りました。本町における生涯スポーツの代表ともいえるグラウンド・ゴルフは、本地域が発祥地であり、その拠点である「潮風の丘とまり」には毎年県内外から多くの愛好者が訪れるなど、本町の観光レクリエーション施設の一つとして親しまれています。また、同施設内にある風力発電施設は、鳥取県第1号として設置され、自然エネルギー活用象徴として、地域活性化の一助となっています。

過疎地域については、少子・高齢化を背景とした地域の後継者不足など、将来的に地域の保全や発展に支障をきたす懸念材料を多く抱えています。しかし、本地域には特色ある資源が数多くあり、また、本町には「湯」「梨」「浜」に代表される他に誇れる資源があふれています。基幹産業である農業・漁業との連携や全町を通した様々な取り組みの中で、まちづくりのキャッチフレーズである「みんなが主役・笑顔あふれる・湯梨浜町」の実現と地域の自立促進を目指して、創意工夫のある施策を展開します。

●湯梨浜町行政機構図（平成27年4月1日現在）



イ 財政の状況

平成15年度における旧泊村の財政規模は、一般会計歳出決算で2,240,556千円であり、平成12年度に比べ約2.2%増となっていますが、中央公民館改修工事に係る図書館建設事業や中山間地域活性化事業交付金事業等による過疎対策事業費が増加したことに起因するものです。

歳入決算においても、約2%増となっていますが、財源別にその状況を見ると、地方税は長引く景気低迷の影響を直接受け、平成12年度に比べ約9.4%の減、地方債の額も平成12年度に比べ約52.6%増となっており、地方債に頼る厳しい状況が続いていました。

このような状況の中、平成16年10月に旧羽合町、東郷町と合併して湯梨浜町が誕生し、今年で町制施行11年目を迎えました。この間、住民福祉の向上や産業の活性化など、町政の重要な課題解決に向け積極的な取り組みを行いながら、一方では行政改革の推進を行うなど、経費の節減にも努めました。

今後、歳入面では、合併特例措置の期限切れに伴う普通交付税の段階的な削減が始まり、歳出面では、新中学校建設等の大型事業費等が見込まれるなど、非常に厳しい財政運営が続くことが予想されます。そのため、効果的な事業の再構築や財源の確保に努めるとともに、新たに創設された地方創生の推進に向けた交付金事業に対する積極的な取り組みなどを通じて、持続可能な財政運営を図る必要があります。

●表 1－2（１）湯梨浜町（旧泊村）の財政の状況

（単位：千円）

区分	平成 12 年度	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	2, 235, 370	2, 278, 698	12, 970, 735	9, 717, 920	9, 132, 015
一般財源	1, 505, 390	1, 323, 251	5, 939, 330	6, 216, 527	6, 439, 058
国庫支出金	78, 351	72, 026	1, 098, 873	974, 642	721, 498
都道府県支出金	107, 496	151, 806	584, 646	677, 012	649, 390
地方債	289, 250	441, 500	4, 002, 100	818, 944	532, 910
うち過疎債	60, 000	186, 400	49, 300	8, 700	13, 000
その他	254, 883	290, 115	1, 345, 786	1, 030, 795	789, 159
歳出総額 B	2, 193, 218	2, 240, 556	12, 686, 538	9, 301, 526	8, 876, 049
義務的経費	938, 686	973, 622	4, 027, 287	4, 178, 733	4, 631, 269
投資的経費	487, 183	411, 349	3, 313, 231	898, 420	412, 628
うち普通建設事業	474, 674	411, 349	3, 208, 968	898, 420	408, 147
その他	767, 349	855, 585	5, 346, 020	4, 224, 373	3, 832, 152
過疎対策事業費	90, 997	244, 099	70, 807	10, 614	22, 463
歳入歳出差引額 C（A－B）	42, 152	38, 142	284, 197	416, 394	255, 966
翌年度へ繰越すべき財源 D	3, 100	1, 335	165, 776	113, 129	25, 897
実質収支 C－D	39, 052	36, 807	118, 421	303, 265	230, 069
財政力指数	0. 149	0. 152	0. 254	0. 291	0. 268
公債費負担比率	26. 0	26. 2	20. 9	20. 3	23. 3
公債費比率	19. 6	16. 4	－	－	－
実質公債費比率	－	－	17. 9	17. 8	16. 3
起債制限比率	10. 7	8. 6	10. 8	－	－
経常収支比率	83. 1	80. 2	91. 0	84. 9	86. 8
将来負担比率	－	－	－	114. 5	44. 6
地方債現在高	3, 700, 667	3, 713, 793	16, 810, 815	15, 471, 034	13, 284, 917

（庁内資料：総務課）

※平成 17 年度以降は合併後の財政状況

●表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市町村道						
改良率（％）	21.5	58.8	70.9	74.0	74.0	73.5
泊地域	9.0	27.1	44.1	65.2	65.1	65.7
舗装率（％）	85.4	88.4	94.7	95.3	95.5	95.6
泊地域	96.7	97.6	97.9	98.6	98.6	98.6
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	96.7	92.5	102.2	48.8	88.8	88.9
泊地域	67.7	47.3	88.9			
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	17.4	16.5	15.4	3.0	2.2	2.2
泊地域	12.7	12.0	10.0			
水道普及率（％）	95.7	96.3	99.6	99.3	99.3	99.4
泊地域	87.6	99.2	99.1	99.3	99.0	99.1
公共下水道・農業集落排水処理施設等による水洗化率（％）	0	24.5	78.4	94.0	95.6	96.1
泊地域	0	0	44.5	90.2	92.2	92.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0	0	0	0	0	0
泊地域	0	0	0	0	0	0

（庁内資料：企画課、建設水道課、産業振興課、健康推進課）

（４）地域の自立促進の基本方針

少子・高齢化の進行、高度情報化社会の進展など、本町を取り巻く社会情勢は日々大きく変化しています。本町においては、平成 2 年に泊地域が過疎地域の指定を受け、特色あるまちづくりを通して過疎対策を推進してきました。しかし、地域人口は依然として減少を続けており、若年層の流出や高齢化の進行といった解消されていない多くの問題を抱えています。そのため、これら直面する課題に対して正面から向き合い、地域の様々な資源や特性を生かしながら、地域の自立、活力の維持、向上に向けた取り組みをより一層進めていくことが求められています。

このような状況を踏まえ、次の施策を展開しながら、町全体の均衡ある発展と過疎地域の自立促進に向けた積極的な取り組みを推進します。

①産業の振興

本地域の基幹産業は、古くから農業・漁業の第 1 次産業ですが、急激な経済成長と激しく変動する産業構造に対応しきれず、他産業への移行者増加や就業者の高齢化等によって、後継者も生産量も激減し、生産規模の縮小を余儀なくされてきました。世帯においても、家族が基幹産業以外の多様な産業に従事することで生活を営んでいるのが現状です。

このような状況下においても、農林水産業の維持発展は、地域環境を保存する上で不可欠であり、小規模農家も含めて付加価値化や労働の省力化を図り、さらに長期展望に立った生産基盤の整備や生産構造の改善を図っていく必要があります。

また、商業は零細的な家族経営が主であるものの、規模が小さい上に後継者も少なく、店舗数も減少の一途にあります。さらに、消費者の行動範囲の拡大や情報化社会における消費者ニーズの多様化や個性化が進み、近隣の大型店舗や通信販売等へと消費者が流れている状況です。これを打開するためには、地域特有の産物を再発見し、農業や漁業、商業、観光等と連携した取り組みを図る必要があります。

ア 農 業

基幹産業としての農業振興策を進めていくには、自然環境保護と食料・農業・農村基本法の理念に沿い、農家の兼業化や就業者の高齢化、遊休農地等の増加の現状を点検しながら、地域の実情に適した農業体系を確立していく必要があります。

施設園芸振興を一層促進し、加工所を拠点とした農産物加工品の開発に取り組むなど、各種ソフト事業を強化しながら農業世帯の生産意欲向上や経営改善、経営安定化を図ります。

イ 林 業

本地域の林業は、産業としての地位は確立されていませんが、森林が有する多目的な機能が総合的かつ高度に発揮されるよう適切に管理するためにも、荒廃林地の整備、森林保全や育成を引き続き行い、資源の有効利用の確立を進める必要があります。

ウ 水 産 業

本地域における水産業は、5トン未満の漁船による沿岸漁業が中心となっていますが、海水の温暖化や磯焼け等による資源の枯渇、漁業従事者の高齢化、さらには後継者不足と厳しい状況下にあります。このため、種苗放流や人工漁礁等の生産基盤の整備等により、資源確保や開発を進めるとともに、後継者の確保や新規漁業就業者の支援策など、長期的視野に立った漁業の体制整備を進める必要があります。

また、漁港整備は、泊漁港が県中部の中核的漁港として重要な位置にあることを踏まえ、今後効果的かつ効率的な施設の更新を図っていく必要があり、観光漁業の確立についても、その対策を検討していく必要があります。

エ 商 工 業

地域の小売商店は、地域内人口の減少のみならず、近隣的大型店舗の利用増大や通信販売等の新しい消費スタイルに対応することができず、店舗数が減少の一途にあります。

今後も、消費者ニーズの多様化や個性化、消費者の行動範囲の拡大、情報化の進展等が進む中で、この流れを阻止することは困難です。今後は差別化を図り、泊漁港から水揚げされる海産物など、他にはない資源の活用が望まれます。

工業の振興については、不利な立地条件の影響で新たな企業誘致は困難であり、地域に根差している既存企業の体質強化を図ることが重要です。

オ 観光又はレクリエーション

本地域の観光は、白砂青松の海岸を利用した海水浴が中心でしたが、近年では、レクリエーションの多様化や嗜好の変化、近隣レジャー施設の整備等により、かつては2万人を超えていた海水浴客も平成26年度には7千人余に減少し、民宿も1軒を残すのみとなっています。

一方で、昭和57年に本地域において開発し、誕生したグラウンド・ゴルフは、高齢者を中心に年々愛好者が増え、平成5年に開園したグラウンド・ゴルフのふる里公園「潮風の丘とまり」の有料利用者数は、ここ10年間は毎年5万人を超える状況が続いています。

今後は、近年のアウトドア志向や体験型観光志向、健康志向や家族志向等の観光ニーズを的確に把握し、グラウンド・ゴルフを核としながら、貴重な「鳴り砂」の美しい石脇海岸のほか、サーフィンの誘客や泊漁港の海産物を活用した取り組みなど、豊かな自然と美しい景観との調和を図りながら、魅力ある観光の形成を促進していく必要があります。

②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

ア 交通通信体系の整備

道路交通網は広域化する社会において、産業経済、生活活動に欠くことのできない基盤です。特に、道路整備は地域開発や振興、経済活性化にとって重要な要素を持ち、生活交通、産業交通、地域交通等それぞれの目的に対応した広域的で総合的な道路網整備が必要です。地域内の生活道である町道整備は、地域住民生活に必要不可欠なものであり、年次的かつ計画的に改良や新設を進めます。

平成15年3月に山陰道青谷・羽合道路が開通しましたが、圏域を越えたさらなる経済交流、文化交流を促進していくために、山陰道の早期全線開通が重要となります。

イ 情報化の推進

情報化の推進は、住民生活の利便性向上、安心安全な生活に欠くことのできないものです。本地域の情報化は、町村合併前から防災行政無線設備や農村型CATV等を整備し、情報伝達等に努めてきました。平成17年度には防災行政無線をデジタル化し、緊急時の情報伝達をさらに有効となるよう整備を行いました。また、光ファイバーによる高速で安全な情報環境を確保し、情報通信網のブロードバンド化を図るため、平成21年度には情報基盤整備（F T T H）事業により情報環境を整備しました。この事業により、テレビ放送のデジタル化への対応、町内無料I P電話、高速インターネットを利用し、行政情報をはじめとするさまざまな情報へのアクセス・収集できる環境が整いました。

しかし、現在の高度情報化は日進月歩の勢いでさらに進展し、その機能や役割も日々変化しています。今後も、日々進化する高度情報化に対応するための機能強化を図り、電子自治体の実現を目指して、より高度な情報サービス提供を図りながら、国内外に向けた地域情報の積極的な発信に努めます。

ウ 交通の確保及び地域間交流の推進

過疎地域において、公共交通は地域住民にとって欠かすことのできない交通手段であるとともに、日常生活の維持や地域間交流の推進に重要な役割を担っています。本地域は、人口減少や少子高齢化による利用者の減少等により、交通手段を持たない高齢者や通学利用者にとって、公共交通手段を維持することが切実な問題となっています。そのため、各関係機関と連携を図りながら積極的な利用促進に努め、本地域の現状と課題を踏まえた必要な支援を行うことで、地域間交流の促進と地域の自立促進に努めます。

また、現在までの過疎対策の成果を踏まえ、地域の特色ある資源を活用しながら交流人口の拡大に努めるとともに、子育て支援対策の充実や生活環境の整備等を通して、将来的な定住促進に努めます。

③生活環境の整備

住民が安全で安心して暮らせる地域づくりは、まちづくりの根幹であり行政の最重要課題です。そのためにも、まずは快適で安全な生活環境の整備を図る必要がありますが、それに伴い、快適な住民生活の確保に果たす行政の役割はますます拡大しています。

水道水の安定供給、下水道環境の整備、消防防災体制の充実強化、道路交通網の整備はもとより、環境保護や保全の推進、保健福祉の拡充や住環境整備等、住民生活に安心・安全・快適さをもたらすための必要な諸施策を推進していく必要があります。特に、住民生活に密着するごみの減量化等環境問題については、生活系廃棄物、再生資源廃棄物の適正処理、有効利用等はもとよ

り、不法投棄、海岸漂着物の監視・処理においても地域、あるいは地域住民との協働・連携が重要となります。

そのため、時代の潮流や地域を取り巻く社会経済の諸情勢とともに、多様化する住民のライフスタイルを的確に把握し、すべての人にやさしい生活環境を創造していく必要があります。

豊かな自然環境の保護保全に努めるとともに、美しい景観と防災に配慮した安全で快適、さらに調和の取れた環境整備を図ります。

④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

若年層の流出や、出生率の低下による少子化等によって依然として人口の減少は続き、さらには核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が著しくなっています。このような状況の中、高齢者が生きがいを持ち健康で暮らしていけるよう、また、たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムを構築し、介護や医療、福祉サービスを総合的に提供していく必要があります。

障がいを持った人たちが自立を目指し、積極的に社会参加できるよう、施設整備はもとより、地域社会の環境整備を進めます。また、地域全体で高齢者や障がい者への理解を深め、心のバリアを取り除く「心のバリアフリー」を推進する体制整備が必要です。

児童福祉については、次代を担う健全な子どもたちの育成を図っていくためにも、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めるとともに、子育て支援体制の整備や多様化する保育ニーズに対応できるサービスの提供、小学校との連携強化等、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。また、社会的に児童虐待が大きな問題となっていることから、保護者の子育てを孤立させず、地域全体で子育てする意識の醸成を図りながら、相談体制の充実強化に努めます。

⑤医療の確保

高齢化の進展や疾病構造の変化、マスコミやインターネット等による健康情報の増加によって、人々の健康への関心は大きく高まり、医療需要はますます増大し、多様化してきました。「自分の健康は自分で守る」という基本原則のもとに、各種健診の受診率向上を図り、疾病の早期予防と早期発見、早期治療に積極的に取り組んでいます。さらに健康教育や健康相談等を繰り返し実施していくことで、住民の健康づくりに対する意識向上を図るとともに、各種健診結果をもとに住民個々に適したフォロー体制を強化していく必要があります。

一方、本地域内における医療機関体制については、開業医の理解と協力のもとに保健業務と医療が連携し、疾病予防に向けた取り組みを推進します。また、救急医療については、引き続き、鳥取中部ふるさと広域連合事業の中で整備拡充を図ります。

⑥教育の振興

ア 教育の振興

地域の活性化推進には、物の豊かさだけではなく時代の変化に柔軟に対応し、かつ地域の活力や自立促進のための原動力となる人づくりが大切な要素となります。

学校教育は、心身の発達に応じて人間形成に必要な想像力や自主性、創造性を身につけ、学ぶ意欲や生きる力を育み、地域の将来を担う人間性豊かな人材育成を図るために重要です。

教育内容や教育施設の充実に努めながら、現在行っている総合学習や体験学習の充実、ふるさと教育、情報化、国際化に十分に適応し対応できる子どもたちの育成を図ります。また、学校施設は、単なる文教施設にとどまらず、地域社会の中心的施設として重要な役割を担っていくもの

であり、住民の交流や地域の教育活動の拠点として広く活用する必要があります。

イ 生涯学習の推進

本地域内の生涯学習施設には、中央公民館泊分館としおさいプラザとまり（図書館）があり、生涯学習の拠点施設に位置付けて、住民の学習と読書活動を推進しています。また、住民の要望に対応した図書の購入等を行い、利用者の拡大と図書サービスの向上を図ります。

社会教育の分野では、時代とニーズに沿った各種講座や教室を積極的に開催し、身近な施設での生涯学習の振興を図るとともに、既存のサークルや団体の活動を支援して住民の学習機会の場を広く提供しています。

⑦地域文化の振興等

地域に伝わる伝統芸能や歴史文化遺産は、住民にとって大きな誇りであり財産です。こうした伝統と歴史を後世に引き継いでいくためには、その価値を認識することが重要ですが、少子高齢化や若年層の流出により、地域での継承活動が困難となりつつあります。地域の歴史文化遺産を確実に後世へ伝えるため、文化財保存団体等に対して積極的な支援を行います。

また、地域に残された歴史文化遺産の適切な保存・管理・活用を図るとともに、歴史民俗資料館の幅広い活用を通して、歴史文化遺産を大切にする機運を醸成します。

⑧集落の整備

集落は、地域の歴史や伝統文化の継承を行い、地域が自立していくために重要な役割を担います。しかし、本地域においては、人口減少や若年層の都市部への流出、少子・高齢化の進行等過疎の大きな要因となる問題を抱えており、地域活力の低下が懸念されています。そのため、過疎地域が直面する課題に適切に対応するための施策を展開し、地域住民が地域に誇りと愛着を持って生活できる地域社会の構築に努める必要があります。

集落の維持・発展を推進していくために、創意工夫による地域づくりへの取り組みを引き続き支援するほか、小さな拠点づくりとしての公共施設等の機能集約・整備を検討するとともに、地域おこし協力隊の導入などを通じ、地域の活性化を図ります。

⑨その他地域の自立促進に関し必要な事項

本地域では、地理的な利点を最大限に生かした自然エネルギーの利活用を推進し、平成14年度には、鳥取県第1号機となる本格的な風力発電設備を潮風の丘とまりに設置。環境に配慮した自然エネルギーの利用促進は、まちづくりの新たなキーワードとして地域住民の環境意識の向上へとつながり、その成果を踏まえたより発展的な施策の推進を図る中で、同施設をはじめとする公共施設に太陽光発電設備を設置するに至りました。また、自然エネルギー活用の先進的な取り組みは、本地域に限らず全町へ広がり、平成27年度には本町で中四国エリア初となる温泉熱発電が稼働しました。

今後は、風力発電設備の稼働により高揚した地域の環境意識の更なる向上のため、一般家庭をはじめとして太陽光発電設備等の再生可能エネルギー普及を図ります。

⑩土地利用

湯梨浜町の総面積は77.94㎢であり、そのうち泊地域の面積は、14.56㎢、全体の18.7%を占めています。総面積の約70%が山地丘陵で、土地利用の状況は、宅地が約4%、その他大半を山林・原野が占めるなど、平地が極めて少ないことが特徴です。

土地利用については、町土が現在及び将来における住民の限られた資源であるとともに、生活

及び生産等諸活動の共通基盤であることを考える必要があります。公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念に、総合的かつ計画的に行うことが重要です。

近年、本町を取り巻く社会経済情勢は、生活の多様化をはじめ、少子・高齢化の進行等大きな変化が生じています。そのため、限られた資源である町土の有効活用を図り、安全で快適な住民生活の向上、産業振興等による地域活性化が必要となっています。

本町の特徴的な地域資源である海・池・川・山等の自然及びそれらを介した景観は、魅力ある自然環境を形成していることから、環境の維持・保全に努める必要があります。また、本町の観光資源の中核をなす温泉やその他観光施設との共存を図るとともに、自然環境に配慮しながら、自然と一体となった観光資源の活用にも努める必要があります。このように、様々な状況を考慮しながら、慎重な配慮のもと、計画的視点に立った総合的な土地利用の推進を図ります。

（５）計画の期間

この自立促進計画は、平成２８年４月１日から令和３年３月３１日までの５箇年間とします。

（６）公共施設等総合管理計画との整合

本町が所有する公共建築物やインフラ資産の中には、建築後長い年月が経過しているものもあり、今後急速に老朽化していくことが懸念されます。公共施設等総合管理計画に基づき、施設の計画的な更新や費用対効果の検証等を行いながら、泊地域はもとより、全町において安全・安心な生活を将来にわたって確保するための取り組みを進めます。

2. 産業の振興

①農 業

(1) 現況と問題点

本地域の耕地は、小河川沿いの狭い区域に分散するなど、地理的特性により有利な生産条件とは言い難い状況にあります。さらに、魅力ある農業経営・所得の確保が難しく、担い手農家の減少や高齢化の進展に伴う耕作放棄地の増加などの問題が山積しています。

農業形態については、水稻、園芸、果樹による複合経営が主であり、水稻は小規模なほ場に加えて、米の消費量の減少に伴う米価低迷などにより厳しい状況に置かれています。園芸については、ハウレンソウやメロン、スイカを中心に耕作を行っていますが、いずれも小規模であり、栽培管理技術の向上や施設整備、販路の確保が課題となっています。果樹については、古くから二十世紀梨を中心に栽培されてきましたが、急斜面の園地がその大半であり、園地の改良や労働の省力化、経費の削減が課題となっています。

また、近年では、イノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害が深刻なものになっており、その対策も急がれるところです。

今後は、基幹産業である農業の活性化のため、近代的農業経営の推進を鋭意推進していく必要があります。また、就業者の高齢化の進展を考慮しながら、集落営農組織の育成強化等、従来どおりの個別経営体を中心とした農業から脱皮を図り、より一層の農地の流動化・利用集積によって農地の高度利用を推進していきます。

農業生産基盤については、これまで平野部を中心に区画整理や農道・用排水路整備等を実施してきましたが、多様化する農業生産に対応するためには、農道網の再編や老朽化した土地改良施設の長寿命化対策を図る必要があります。

● 農業の主要指数

区 分	単位	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
農家戸数	戸	2,008	1,858	1,221	1,017	869
泊地域		305	273	166	133	128
専業	戸	260	269	200	206	196
泊地域		30	34	24	25	30
第 1 種兼業	戸	477	429	268	216	131
泊地域		100	82	44	32	18
第 2 種兼業	戸	1,271	1,160	753	595	542
泊地域		175	157	98	76	80
農業就業者数	人	3,340	2,941	2,192	1,891	1,412
泊地域		518	430	304	254	214
耕地面積	ha	1,902	1,814	1,691	1,370	843
泊地域		304	277	255		89
田	ha	931	893	818	757	546
泊地域		93	92	87		48
畑	ha	346	341	387	233	84
泊地域		123	113	124		24
樹園地	ha	625	580	486	380	213
泊地域		88	72	44		18
農業粗生産額	百万円	5,254	5,500	3,750	2,840	
泊地域		1,025	1,030	620		
農業生産所得	百万円	2,418	2,480	1,360	910	
泊地域		400	380	180		
農家一戸当耕地面積	ha	0.95	0.98	1.38	1.35	0.94
泊地域		1.00	1.01	1.54		0.67
農家一戸当生産所得	千円	1,204	1,335	1,114	895	
泊地域		1,312	1,392	1,084		

(資料：農林業センサス、鳥取農林水産統計年報)

● 主要作物の生産指標

区分	平成 2 年度		平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度		平成 22 年度	
	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)
米	627	2,983	653	3,502	507	2,655	481	2,440	469	2,510
泊地域	60	263	58	302	50	255				
梨	478	12,810	478	10,516	367	8,791	310	6,410		
泊地域	81	2,050	65	1,390	38	944				
ブロッコリー	12	83	5	34	3	14	2	14		
泊地域	7	46	4	26	2	8				
スイカ	40	1,661	21	783	16	703	9	310		
泊地域	19	661	15	510	12	466				
キャベツ	10	282	11	339	5	142	3	62		
泊地域	5	139	8	268	2	52				
ハウレンソウ	3	44	4	36	8	88	18	177		
泊地域	1	10	2	17	6	71				
その他野菜	91	1,853	50	998	38	792	49	902		
泊地域	14	350	10	235	7	151				
豆類	108	194	26	60	44	71	67	95		
泊地域	4	5	1	2	2	4				

(資料：世界農林業センサス、鳥取農林水産統計年報)

(2) その対策

ア 優良農地の確保

1 基盤整備済農地等

本地域内のほとんどの水田では、ほ場整備が完了しています。今後は、農地流動化の促進による集約的農業経営体の育成を推進するとともに、機械化営農の導入によって省力化を図り、安定的な農業経営を支援します。

2 耕作放棄地

高齢化、後継者不足等担い手不足により、耕作放棄地は年々増加傾向にあります。また、地形的に不利な耕地が多く、耕作放棄地を復元しても、耕作者が見つからないのが現状です。

今後は、耕作放棄地の増加を防ぐため、集落営農組織の組織化や農作業の受委託等による流動化を推進します。

3 農地造成

1) 老木園・廃園の再開発

本地域内の樹園地の多くは傾斜地で営まれており、立地条件から機械化の導入もスムーズに進まず厳しい作業を強いられています。このことが、就農者の高齢化や担い手の減少によって梨栽培からの撤退を招き、生産量や品質の保持など、農業の発展を阻害している要因となってきました。

今後、梨栽培においては、新甘泉をはじめとする高収益の品種への改植を計画的に実施するとともに、小規模単位での園地改良や、栽培管理の簡易化等を図る樹帯ジョイント仕立ての導入について、関係者と連携して取り組みます。

2) 農地利用集積

担い手農家を育成するため、農地中間管理機構を活用して流動化・利用集積を促進します。

3) 農地の多目的利用

都市住民との交流、あるいは農業体験を通じたりフレッシュ効果、農業に対する理解を深めてもらう手段として体験農園を開設し、自然とのふれあいを基軸とした豊かな人間形成の場としての空間を提供します。

4 農業生産基盤整備

多様化する農業生産に対応するために、農道網の再編、老朽化した土地改良施設の長寿命化対策を図ります。

イ 生産体制の確立

1 基幹的担い手群の育成

農業の担い手の高齢化が進むに従って兼業化も進展し、農業労働力の減少が顕著となっています。農業を基幹産業として振興していくためには、農用地の利用集積等により農業基盤の強化を図り、基幹的担い手の育成確保を図ります。

2 農業後継者の育成

新規就農や担い手育成のための事業を有効に活用し、農地の確保、資金面での援助、営農技術

の習得等、積極的な推進を図ります。

3 農業生産組織（集落営農）の充実強化

集落での合意形成を図り、各種事業への取り組み、農地の利用調整、作業受委託の斡旋、機械の共同利用等、集落の連携を密にしながら、効率的な土地利用型農業の確立を図ります。

4 販売促進の確立

都市市場への販売網の拡充を図る一方、地元で消費する「地産地消」の取り組みを充実させる必要があります。また、健康志向が叫ばれる中で、より安全で新鮮かつ安価な農作物を安定的に消費者へ提供することが重要であるため、消費者嗜好に即した低農薬野菜や有機野菜の振興を推進します。

5 農産物の生産振興

ハウレンソウやスイカなどは、市場でも上々の評価を受けています。今後は、産地化を進めるために、ハウス施設等の基盤整備の推進を積極的に支援します。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
1. 産業の振興	(1)基盤整備 農業	優良農地確保対策事業 農道網の調査及び整備	湯梨浜町	
		土地改良施設長寿命化対策事業 農道、水路、橋りょう等の維持補修		

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
1. 産業の振興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	鳥獣被害総合対策事業 農作物に関する有害鳥獣被害の未然防止	湯梨浜町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

土地改良施設の長寿命化対策事業については、対症療法による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

②林業

(1) 現況と問題点

林業採算性の悪化等により、林業生産活動は長期にわたって低迷が続いており、林業の担い手は皆無であるほか、高齢化等から適正な森林管理が困難な状況にあるなど、多くの課題を抱えています。

森林は、木材等の林産物の供給をはじめとして、土地の保全や水源かん養、生活環境の保全、あるいは海洋資源の増殖など、森林が持つ公益的機能を十分に理解しながら、造林の推進や森林保全を図っていく必要があります。

また、地域内には、未利用資源として竹林の存在がありますが、多くの竹林は手入れがされていない状態で、山林の荒廃化が心配されています。

●森林面積

区 分	昭和 60 年				平成 2 年				平成 7 年			
	総面積	国有林	公有林	民有林	総面積	国有林	公有林	民有林	総面積	国有林	公有林	民有林
総面積 (ha)	3, 966	0	627	3, 339	3, 939	0	659	3, 280	3, 939	0	659	3, 280
泊地域	740	0	32	708	747	0	41	706	747	0	41	706
人工林 (ha)	1, 817				1, 879				1, 879			
泊地域	376				397				397			
天然林 (ha)	2, 018				1, 859				1, 859			
泊地域	322				282				282			
その他 (ha)	131				201				201			
泊地域	42				68				68			
人工林率 (%)	45. 8				47. 7				47. 7			
泊地域	50. 8				53. 1				53. 1			

区 分	平成 12 年				平成 17 年				平成 22 年			
	総面積	国有林	公有林	民有林	総面積	国有林	公有林	民有林	総面積	国有林	公有林	民有林
総面積(ha)	3,942	0	699	3,243	3,913	0		3,913	3,944	0		3,944
泊地域	756	0	80	676								
人工林(ha)	1,779				1,781				1,804			
泊地域	344											
天然林(ha)	1,958				1,952				1,945			
泊地域	337											
その他(ha)	205				180				195			
泊地域	72											
人工林率(%)	45.1				45.5				45.8			
泊地域	45.5											

(資料：鳥取農林水産統計年報、鳥取県林業統計)

※平成 17 年から公有林の区分がなくなり、民有林に含まれた数値。

(2) その対策

ア 造林の推進

全体的に森林に対する意識が低く、森林の荒廃が目立つため、鳥取県中部森林組合、県造林公社において行う造林や保育（保安林）の推進を図ります。

イ 除間伐の促進

民有林における適期の除間伐に対する支援を行います。

ウ 保安林の整備

各種の保安林が指定されており、安全で潤いのある暮らしを送る上で重要な役割を果たしています。

しかし、近年の保安林の役割は、その指定目的のみならず森林空間の利用等公益的機能の高度発揮が強く求められており、こうした保安林を対象に地域特性を生かした整備を図るとともに、

保安林機能の維持・向上を図ります。

エ 森林施業の集約化

森林の整備、間伐施業を効率的に進めるためには、小規模で分散している施業地を集約化し、効率的に実施することが必要です。そのため、高密度作業路網の整備や高性能林業機械の活用等による事業の効率化を計画的に推進し、森林所有者の経費の軽減に努めます。

オ 竹林の整備

放置された荒廃竹林が増大し、森林の保水能力や土砂崩壊防止機能の低下、周辺森林の侵食など、環境面に及ぼす竹林の影響が大きい中、竹林整備事業への取り組みを引き続き支援します。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
1. 産業の振興	(1)基盤整備 林業	多目的保安林再整備事業 枯木除去、伐採、下刈、造林保育	湯梨浜町	
	(10)その他	竹林整備事業 小浜、筒地、石脇、園、原、宇谷区		

③水産業

(1) 現況と問題点

水産業は、地域内の中央部に位置する第2種漁港を中心として営まれています。経営は、家族経営を主とした零細的な沿岸漁業で小型底びき網・刺網を中心としていますが、近年では海水の温暖化の影響等による回遊魚の減少や定着性魚類の減少または貝類を中心とする資源の枯渇等のために漁獲量が減少していることに加え、漁業就労者の高齢化や後継者不足、魚価安や不安定な燃油価格など漁業経営環境は厳しい状況となっています。

これらの対策として、従来から人工漁礁の設置と種苗放流により水産資源の確保に努めていますが、今後もより一層の漁場整備や資源の維持培養を強力に推進していく必要があります。また、併せて漁場の有効活用も必要となります。

これらのことから、持続可能な漁業経営を目指し、漁獲量確保及び収益性向上に向けた取組や新たな担い手の確保・育成を図るとともに、漁業経営基盤の強化に向けた取り組みが必要です。

さらに、漁港は第10次漁港漁場整備長期計画に沿って整備されてきましたが、一部の施設の劣化対策等に対する維持補修対策が必要であるとともに、今後は県中部の中核拠点としての有効利用が望まれます。

(単位：人)

区 分	合 計	男 計	15～29 歳	30～39 歳	40～59 歳	60 歳以上	女 計	備 考
昭和 48 年	174	156	11	32	73	40	18	
泊地域	132	126	11	26	61	28	6	
昭和 53 年	167	154	11	21	78	44	13	
泊地域	121	115	10	15	59	31	6	
昭和 58 年	141	128	4	8	83	33	13	
泊地域	109	102	4	6	67	25	7	
昭和 63 年	92	87	1	7	48	31	5	
泊地域	78	74	1	6	40	27	4	
平成 5 年	82	77	1	3	37	36	5	
泊地域	74	70	0	3	33	34	4	
平成 10 年	76	75	2	0	24	49	1	
泊地域	62	62	1	0	21	40	0	
平成 15 年	65	61	1	1	11	48	4	
泊地域	50	48	0	1	8	39	2	
平成 20 年	75	73	2	9	10	52	2	
泊地域	63	61	2	8	10	41	2	
平成 25 年	87	81	1	5	27	48	6	
泊地域	71	66	1	2	25	38	5	

(資料:漁業センサス)

● 漁業種別漁獲量

区 分	合計	小型底 びき網	その他 の刺網	いか釣	その他 の 釣	その他 の延縄	地曳網	船びき網	その他の 漁業種類	備考
平成 5 年	239	25	136	4	11	0	0	5	58	
泊地域	233	25	130	4	11	0	0	5	58	
平成 10 年	287	58	126	38	4	0	0	3	58	
泊地域	278	58	117	38	4	0	0	3	58	
平成 15 年	484	12	428	19	6	0	0	0	19	
泊地域	472	12	416	19	6	0	0	0	19	
平成 20 年	279	7	212	18	7	0	5	0	30	
泊地域	253	7	192	18	6	0	0	0	30	
平成 25 年	263	0	196	17	4	0	0	0	46	
泊地域	233	0	191	17	3	0	0	0	22	

(資料：鳥取農林水産統計年報、鳥取県漁業協同組合泊支所資料)

●経営体階層別経営体数

(単位：経営体)

区 分	計	漁 船 非使用	漁船操業（トン）					小 型 定置網	地引網	海面 養殖	備 考
			無動 力船	動力船 1 未満	1～3	3～5	5～10				
昭和 48 年	103	7	5	21	39	28	0	1	2	0	
泊地域	95	7	4	16	39	28	0	1	0	0	
昭和 53 年	108	7	1	43	19	35	0	1	2	0	
泊地域	86	0	1	30	19	35	0	1	0	0	
昭和 58 年	100	4	0	40	17	36	0	0	3	0	
泊地域	86	1	0	32	17	36	0	0	0	0	
昭和 63 年	86	1	0	27	12	34	11	0	1	0	
泊地域	75	0	0	17	12	34	11	0	1	0	
平成 5 年	70	2	0	24	10	32	1	0	0	1	
泊地域	65	0	0	21	10	32	1	0	0	1	
平成 10 年	72	3	0	24	12	31	1	0	1	0	
泊地域	60	1	0	15	12	31	1	0	0	0	
平成 15 年	60	3	0	17	8	30	0	0	1	1	
泊地域	48	1	0	8	8	30	0	0	0	1	
平成 20 年	56	5	0	14	8	28	0	0	0	1	
泊地域	43	0	0	6	8	28	0	0	0	1	
平成 25 年	49	7	0	16	7	18	0	0	0	1	
泊地域	35	2	0	7	7	18	0	0	0	1	

(資料:漁業センサス)

(2) その対策

ア 資源の開発と保護

1 栽培漁業

漁獲量は、沿岸の定着魚や回遊魚等の資源の枯渇によって減少の傾向にあります。漁業資源の安定確保が必要なことから、鳥取県水産試験場の優れた技術の協力や援助を得ながら、魚介類の種苗放流事業を推進し、資源の維持培養を図るとともに、本地域の漁業にあった新しい水産資源の開発研究に努めます。

2 養殖・畜養

漁業者の出漁日数は、自然条件に大きく左右されるため、漁業経営は不安定のものとならざるを得ません。このため、年間を通じて安定した漁業経営を図るため、組織、事業基盤の強化と併せて、養殖・畜養施設等の整備を支援します。

3 資源の活用

泊漁港で水揚げされた水産物を地元で活用する方策が必要であり、町商工会や町観光協会と連携し、特産品としての開発支援を行うとともに、販路の拡大及び直販の検討などを推進します。

イ 漁業生産基盤の整備

1 漁場の整備開発

年次的かつ計画的に種苗放流事業等を実施し、漁業資源の増殖を図っていますが、効果が顕著に現れないのが現状です。そのため、人工漁礁の設置・増殖場の造成等の支援を行うとともに、沿岸域における漁場の整備を進め、漁業資源の安定確保を図ります。

2 漁港の整備

泊漁港は、漁港漁業整備長期計画により整備が進められてきました。今後は、効果的かつ効率的な維持補修を行いながら、漁港の有効利用・管理・漁業の就業方法等を踏まえた施設の近代化を推進し、漁港機能の充実を図ります。

ウ 漁業経営体の確立

1 漁業関連グループの育成

現在、漁業者で組織する潜水会を中心に沿岸域の漁場を守る活動が行われています。今後、さらに他地域の漁業者との交流を図りながら、鳥取県水産試験場の協力のもとに、新しい漁業資源の開発や増殖を進めていくため、漁業後継者の育成と併せて、漁業関連グループの充実強化と新しい時代に対応できる組織づくりを進めます。

2 漁業後継者の育成及び担い手の支援

泊小学校では、子どもたちの漁業に対する理解を深めるため、総合学習の一環としてワカメの栽培や魚釣りなどを行う水産教室を実施しています。しかし、漁業の不安定な収入や操業状態等により、この水産教室等の学習が漁業への新規就業者の誕生等には結びついていないのが現状です。そのため、鳥取県と連携しながら実施している地域間交流・漁業体験事業等による啓発活動をより一層充実し、後継者の育成・確保に努めます。

また、魚価の低迷や不安定な燃油価格などにより漁業経営は厳しい状況に置かれており、漁業担い手の経営持続に結び付く支援が求められています。漁業担い手の安定した漁業経営のため、必要な支援を行います。

3 漁業協同組合の経営基盤の強化

漁業協同組合は平成15年に大型合併によって鳥取県漁業協同組合泊支所としてスタートしましたが、支所の機能は縮小されています。今後は、支所においても活魚を扱うなど、独自の販路獲得を検討する必要があります。また、渡船や釣り等の遊漁船による観光漁業も、新しい漁業振興策として具体的に計画を推進していく必要があります。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
1. 産業の振興	(1)基盤整備 水産業	水産業振興対策事業 漁礁設置事業 種苗放流事業	湯梨浜町 鳥取県漁業協同組合	
	(2)漁港施設	泊漁港施設整備事業 施設機能保存整備事業	鳥取県	

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
1. 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	漁業振興対策事業 観光資源活用 定置網漁業導入支援事業 担い手・後継者育成 地産情報発信 イワガキ岩盤清掃実証事業	湯梨浜町 鳥取県漁業協同組合	
		陸上養殖起業支援事業	湯梨浜町 民間企業	
		沿岸漁業活性化推進事業 省エネ型エンジン購入費助成 漁船用機器購入費助成	湯梨浜町 鳥取県漁業協同組合	

④商工業

（１）現況と問題点

ア 商業

本地域内の商業は、小売業が中心の家族従業員型及び兼業型商店がほとんどで、その規模も零細・小規模なものが大半です。

また、消費者ニーズの多様化及び個性化、消費者の行動範囲の拡大、あるいは情報化の進展等によって、近隣的大型店舗の利用増大や通信販売等の新しい消費スタイルが拡大し、本地域内での消費者の購買力は著しく低下しています。消費者の流出等が商業経営を極めて厳しい経営環境に置き、それが商業経営者の事業意欲の減退につながり、店舗数は年々減少の一途にあります。

減退傾向の商業の立て直しには、地元資源である農林水産資源やグラウンド・ゴルフ等を生かした独自性のある振興策が急務であり、そのためにも後継者の養成、育成が必要です。

イ 工業

本地域の工業は、建設・建築資材関係がわずかにありますが、その大半が生産性の低い小規模事業所であり、経営基盤も脆弱です。特に、土木建設業の大半は公共工事の請負を中心としたもので、近年の公共工事の減少から、経営がますます厳しくなると推測されます。

また、交通の便は良いものの、平地が少なく、新たな企業立地は困難です。このため、地域企業の体質強化が重要であることはもとより、生産設備の充実や制度融資の充実が必要です。

（２）その対策

ア 商業

本地域の商業振興策に重要なことは、地域に密着し、特性や独自性、地域性を前面に出しながら、農林水産資源や観光資源等とのタイアップを図っていくことです。そのため、豊富で新鮮な水産物や農産物を身近な地域住民に届けることができる「地産地消」の取り組みを推進しながら、地域住民や買い物客の憩いと交流の場となる拠点への支援を検討します。

また、グラウンド・ゴルフや石脇海岸の「鳴り砂」などの観光資源を活用しながら、交流人口の増加に努めます。

イ 工 業

本地域では、平地が極めて少ない立地条件などから、新たな企業の誘致は非常に困難です。このような状況の中で、工業の活性化、地場産業の振興と雇用の拡大を図るためには、新たな経営理念を導入し、各種物産展や見本市への参加を通じた宣伝活動等を進めると同時に、あらゆる情報を先駆けて取得し、既存事業の体質強化や情報発信を推進する必要があります。

そのため、中小企業に対する小口融資の保証料助成や利子補給補助など、事業者向けの補助制度に関する情報発信や資金面での支援に努めます。

●泊地域事業所数・従業者数の推移 (単位：事業所、人)

区 分	事業所数	従 業 者 数			備 考
		計	男	女	
昭和 41 年	153	652			
昭和 44 年	207	748			
昭和 47 年	174	671			
昭和 50 年	180	702			
昭和 53 年	170	673			
昭和 56 年	161	791			
昭和 61 年	167	737	372	365	
平成 3 年	154	729	386	343	
平成 8 年	138	768	436	332	
平成 11 年	116	541			
平成 13 年	127	730	434	296	
平成 16 年	95	416	234	182	
平成 18 年	98	539	298	241	
平成 21 年	93	555	263	292	
平成 24 年	74	422	216	206	

(資料：事業所・企業統計調査、経済センサス)

(3) 事業計画 (平成 28 年度～令和 2 年度)

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
1. 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	商業振興対策事業 特産品振興、開発	湯 梨 浜 町 湯梨浜町商工会 J A 鳥取中央 鳥取県漁業協同組合	
		工業振興対策事業 企業誘致、雇用確保	湯 梨 浜 町 湯梨浜町商工会 鳥 取 県	

⑤観光及びレクリエーション

(1) 現況と問題点

グラウンド・ゴルフのふる里公園「潮風の丘とまり」は、平成 5 年度にオープンして以来、中高齢者を中心としたグラウンド・ゴルフ愛好者をはじめ、県内外からの多くの来園者で賑わっています。しかし、近年ではスーパースライダーをはじめとする施設の老朽化が進展し、一方で県内外に同種の施設が数多くできるなどの影響により、集客数は横ばい傾向となっています。

また、全国でも珍しい「鳴り砂」が広がる石脇海水浴場は、日本の水浴場 88 選 (2001 年

環境庁選定)、快水浴場百選(2006環境省選定)に選定されるなど、景観・水質・安全性・利便性等に優れた希少価値の高い海水浴場であるものの、レジャーの多様化による海水浴離れや、山陰特有の不安定な天候の影響を受け、安定的な経営状態を保つには至っていません。

今後は、グラウンド・ゴルフと海を中心に、自然との調和をテーマとした地域内の観光施設整備を進めるとともに、町内の温泉や観光施設との連携を深めながら、総合的な観光振興に努めていく必要があります。

(2) その対策

潮風の丘とまりは、開園から21年が経過し、施設の各所で老朽化が進んでいます。今後も利用者にとって魅力ある施設にするためには、グラウンド・ゴルフの発祥地として最大限に情報発信していくことが重要であり、ジュニアグラウンド・ゴルフ発祥地大会やグラウンド・ゴルフ国際大会の開催をはじめ、2021年に開催される関西ワールドマスタースゲームズにおける競技会場招致を目指して、鳥取県と連携しながら若年層や海外に対しても情報発信しているところです。今後もこれらの取り組みを継続し、グラウンド・ゴルフ人口の底辺拡大を図るとともに、施設利用者の満足につながるよう、要望を的確に捉えた施設整備に努めます。

また、施設内での多種多様なイベントの実施のほか、探検の森やスーパースライダーの再整備など、若い世代やファミリー層を対象とした新しい施設活性化策の推進が必要です。

さらには、白砂青松の渚を最大限に生かしつつ、海水浴やマリンスポーツ、レジャーフィッシングなど、豊富な農林水産資源を生かした体験型観光、県内外から要望の多かった遊漁船の整備など、総合的な観光振興対策を推進するとともに、本町内のはわい温泉・東郷温泉との連携を図り、温泉地と一体化したエリア的な観光宣伝、観光客誘致を展開していく必要があります。

●石脇海水浴場と公園の入り込み観光客数

(単位：人)

区 分	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度
石 脇 海 水 浴 場	22,000	20,000	26,900	22,300	17,650	19,150	15,500
潮 風 の 丘 と ま り	79,167	67,902	68,055	63,164	55,826	44,328	46,551
入り込み観光客数計	101,167	87,902	94,955	85,464	73,476	63,478	62,051

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
石 脇 海 水 浴 場	13,400	14,300	11,300	11,950	12,070	9,970	8,230
潮 風 の 丘 と ま り	52,751	53,791	52,142	53,687	53,013	51,167	54,185
入り込み観光客数計	66,151	68,091	63,442	65,637	65,083	61,137	62,415

区 分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
石 脇 海 水 浴 場	13,350	14,500	14,150	14,150	7,075
潮 風 の 丘 と ま り	50,224	51,306	55,959	53,681	53,802
入り込み観光客数計	63,574	65,806	70,109	67,831	60,877

(庁内資料：産業振興課)

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
1. 産業の振興	(8)観光又はレクリエーション	観光客受入環境整備 観光案内板整備（インバウンド対応） 公衆無線LAN整備事業補助金	湯梨浜町	
		グラウンド・ゴルフふる里公園 施設整備事業 スーパースライダー整備・改修 クラブハウス整備・改修 バーベキューハウス整備・改修 芝生整備・改修 コース内施設整備・改修 公園内工作物整備・改修		
		駅舎改修事業 JR 泊駅舎の改修		

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
1. 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	観光振興対策事業 体験型観光商品造成 各種地域振興イベントの開催	湯梨浜町 湯梨浜町観光協会 湯梨浜町商工会	
		グラウンド・ゴルフ振興事業 グラウンド・ゴルフ発祥地大会補助金 ジュニアグラウンド・ゴルフ発祥地大会補助金 グラウンド・ゴルフ国際交流大会補助金 ワールドマスターズゲームズ2021 関西実行委員会補助金	実行委員会	
		グラウンド・ゴルフ国際化及び聖地化推進事業	湯梨浜町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

グラウンド・ゴルフのふる里公園等の施設整備に当たっては、公共施設等総合管理計画に基づき、先進技術の積極的な活用、施設の長寿命化の徹底、維持管理コストの更なる縮減等を合わせて実施していくことで、適切な公共サービスの提供を目指します。

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

①道 路

(1) 現況と問題点

ア 幹線道路の整備

経済発展と住民の生活環境整備を図るためには、都市圏との交通通信体系の適切な整備が絶対条件となります。湯梨浜町においては、山陰道青谷・羽合道路、東西に走る国道9号、南北に走る国道9号と山陰道青谷・羽合道路へと接続する主要地方道倉吉青谷線を基幹道路とし、これらに接続する町道が、集落や各施設等を結ぶ生活道としての機能はもちろんのこと、観光・流通ルートとして重要な役割を担っています。

平成15年3月に開通した山陰道青谷・羽合道路の利用によって、従来の交通形態は大きく変化し、町内の東西を走る国道9号の車両走行量は減少しました。しかし、本町における過疎とみなされる地域の中央に位置する原地区の泊・東郷インターチェンジでは、その乗降車両は非常に多く、まさに鳥取県中部地区の玄関口ともいえることから、本地域の経済発展の中心地として機能することが期待されています。

本地域内の町道には、交差点や幅員構成が未改良、不十分なために円滑な道路利活用に支障をきたすものもあり、地域経済の発展、安心・安全な生活環境確保のためにも早急な整備が必要です。

<1>国 道

本地域を走る国道は、海岸線に沿って東西に走る国道9号と山陰道青谷・羽合道路の2路線があります。平成15年3月に開通した山陰道青谷・羽合道路は、県内を東西に横断する山陰道の一部区間で、早期全線開通を図ることにより県内の交通形態が格段に改善されることはもちろんのこと、京阪神や山陰側との経済交流がさらに盛んになることが期待されています。

また、山陰道青谷・羽合道路の開通によって本地域を東西に走る国道9号の交通量が減少し、交通混雑の解消、交通事故の減少が図られました。

本地域の中央に設けられた山陰道青谷・羽合道路の泊・東郷インターチェンジは、国道9号と主要地方道が交差し、車両の乗降利用は非常に多く、鳥取県中部の玄関口となっています。

今後、集落と国道9号及び山陰道青谷・羽合道路へのアクセス道を整備していくことが、地域の発展や交流を促進する上で重要な要素であり課題となります。また、車両走行量が増加している山陰道青谷・羽合道路での交通事故対策も一体的に進めていく必要があります。

<2>主要地方道

本地域内の主要地方道は、倉吉青谷線の1路線のみです。国道9号と山陰道青谷・羽合道路へと接続する道路であるために車両走行量が多く、施設等の整備によるさらなる歩行者への安全対策が必要です。

<3>一般県道

本地域を走る一般県道は2路線あります。その中の泊港線は、JR泊駅から集落内（園、泊区）を走り泊漁港に至る道路であり、地域住民の生活に欠くことのできない路線ですが、改良率は極めて低いため、今後、地域住民の生活環境改善を含めた一体的な整備が必要です。

泊絹見青谷線は筒地区まで改良済みですが、今後、鳥取市絹見地区とのさらなる交流促進のためにも未改良区間の早期整備が望まれています。

< 4 > 町 道

町道のうち本地域内の町道は、次の参考資料のとおりです。幹線道が 11 路線（1 級町道 5 路線、2 級町道 6 路線）で延長 L = 10.1 km、その他の地域内町道は 62 路線で延長 L = 20.2 km、合計総延長 L = 30.3 km となっています。これらの改良率は 65.7 %（規格延長済延長 L = 19.9 km）です。

本地域の特徴として南側は大半を山地が占め、国道と JR 山陰本線によって分断されているために狭いトンネルや隧道、線路踏切によって接続されていますが、交通の便は非常に悪く、町道の改良、整備も不十分となっています。これらの状態を踏まえ、本地域全体の道路網を見直し、計画的に整備する必要があります。

また、町道の舗装、橋りょう等は劣化が進んでいるため、計画的に修繕を実施していく必要があります。

●本地域内における町道整備状況

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区 分	道路延長 (m)	改良延長 (m)	舗装延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)	備 考
一級町道	25,588	24,590	25,343	96.1	99.0	路線数 26
泊地域	6,248	5,538	6,003	88.6	96.1	路線数 5
二級町道	20,000	16,422	19,820	82.1	99.1	路線数 27
泊地域	3,787	2,159	3,787	57.0	100.0	路線数 6
その他町道	165,163	113,900	156,447	69.0	94.7	路線数 632
泊地域	20,194	12,165	20,014	60.2	99.1	路線数 62
合計	210,752	154,913	201,610	73.5	95.7	路線数 685
泊地域	30,230	19,862	29,804	65.7	98.6	路線数 73

（資料：道路台帳）

イ 農 道

農業基盤の進捗に併せて農道の整備もかなり進んできましたが、その他の農道はほとんど未整備であり、農業の省力化・農地間の移動の安全かつ迅速化を阻害しています。

（２）その対策

ア 幹線道路の整備

< 1 > 国 道

山陰道青谷・羽合道路、国道 9 号への町道タッチにおいて、円滑な交通機能が確保できるように、国と町とが一致協力して改善整備を促進します。また、都市圏との経済・文化的交流の促進、観光ルートの整備を図り、地元経済の発展を推進していくために、山陰道の早期全線開通を強く要請します。

< 2 > 主要地方道

町内の集落間や倉吉市へのスムーズな連絡体系と経済・文化交流の強化、観光ルートとしての役割、そして沿線利用者の生活環境改善を含めた一体的な整備促進を要望します。

< 3 > 一般県道

良好な生活環境及び円滑な交通手段を得るため、町道網と協調しながら、整備促進を要望します。

< 4 > 町 道

本地域内の道路網を見直し、国・県道を含む他事業の道路計画も踏まえながら、良好な生活環境及び居住空間も視野に入れて計画的に整備を促進するとともに、地震等の災害に対する防災対策を推進します。また、劣化が進む町道の舗装、橋りょう等の計画的な修繕を行います。

イ 農 道

本地域内の農道整備は、農業生産の近代化や農産物の流通の合理化、農村生活環境の改善等に益する機能を配慮し、それぞれの目的にあった各種農道を計画的に整備拡充します。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	長清寺線（改良） L = 520 m W = 4.0（5.0） m	湯 梨 浜 町	
		石脇浜田線（拡幅） L = 80 m W = 4.0（5.0） m		
		甲亀山線（防災） L = 100 m 越波対策		
	(1)市町村道 橋りょう	橋りょう点検・修繕 13基 総延長 L = 145 m		
		橋りょう耐震化 学園橋 1基		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路、橋りょう等の修繕に当たっては、対症療法による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

②情報通信

(1) 現況と問題点

急速に進む高度情報化社会にあつて、情報通信技術も日々進出し、情報に関する環境は急激に変化してきました。産業や経済、生産、流通をはじめ社会的分野から文化、生活領域に至るまで、必要な情報はいつでもどこでも必要なだけ入手できる情報通信サービスが浸透し、今や住民生活にとって高度情報ネットワークは必要不可欠なものとなっています。

本町の情報通信整備の状況は、町村合併前から町内全域に防災行政無線の開局や農村型CATVの放送によって、行政情報、防災情報等の各種情報の提供を行ってきました。さらに、このCATV網を利用した音声告知機及びファクシミリを地域内のほぼ全世帯へ設置したことにより、生活・産業等において双方向の情報通信が可能となっていました。

しかし、情報通信設備の老朽化や日々進化する情報化社会への対応が困難となってきたため、平成18年度に防災行政無線のデジタル化整備、平成21年度には光ファイバー網による情報基

盤整備（F T T H）を行い、情報通信ネットワークの基盤ができました。

町内全域において光通信による双方向の情報通信の高度化、インターネットの高速化とともに、C A T Vの撮影・編集機材の更新によるデジタル化を推進し、生活の利便性が向上しました。しかしながら、時勢より従来端末の供給停止に対する対応や情報通信サービスの高速化に伴う対応が喫緊の課題となっています。

防災行政無線においては、デジタル無線により町内の緊急時の防災情報や行政情報の提供は確保できますが、時間的余裕がない大規模な自然災害等に対処し、最新の情報を的確かつ瞬時に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備を図ることができました。

（２）その対策

- ① F T T Hネットワーク、防災行政無線等を有効利用し、「早くて・正確な」情報伝達に努めます。
- ② F T T Hによる情報通信ネットワークシステムの有効利用を図ります。
- ③ 統合型地理情報システム（G I S）の一層の整備を図り、行政情報化を積極的に推進します。
- ④ 情報通信の高速化サービスに対応した機器更新、機能強化を図ります。

（３）事業計画（平成２８年度～令和２年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
２．交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(6)電気通信施設等情報化のための施設	情報通信基盤機器更新整備事業 光幹線終端装置（通信局側 OLT 及び加入者端末 ONU）等の更新整備	湯 梨 浜 町	
	その他の情報化のための施設	防災行政無線更新事業 中継局及び子局（屋外拡声器）等の機器更新		

③交通の確保及び地域間交流の推進

（１）現況と問題点

過疎地域において、公共交通は地域住民の生活にとって欠かすことのできない交通手段であるとともに、日常生活の維持や他地域との交流を図る上で大切なインフラ基盤です。特に、交通手段を持たない高齢者や通学利用者等にとって、公共交通手段を維持することは切実な問題となっており、車社会の到来により、マイカーを持たない住民にとって、ますますその重要性は高まっています。

本地域の公共交通網は、大きく鉄道と路線バスにより維持されています。鉄道は、中部地区の中心圏等とを結ぶ重要な路線ですが、運行回数に限りがあることや最寄りの駅までの２次アクセスが課題となっています。また、路線バスについても同様で、互いの機能を補完しながら利用促進に努めているものの、本地域が抱える人口減少や少子化による通学利用者の減少等により、交通環境の維持、確保が難しくなっています。生活路線の維持、確保は、本地域に限らず沿線地域や広域圏、関係団体との連携が必要であり、積極的な利用促進策の推進に努めます。

また、公共交通手段を確保することで、他地域との交流機会の拡大を図るとともに、地域の活性化と自立促進に努めます。

(2) その対策

交通手段を持たない高齢者や通学利用者など、本地域における公共交通の現状と課題を踏まえ、それらに対応する施策の推進が必要です。地域住民の生活に中心的な役割を担うバス路線を維持するとともに、特に、移動の手段として利用する機会が多い高齢者に支援を行いながら、地域間交流の促進と地域の自立促進に努めます。

また、豊かな自然環境やグラウンド・ゴルフなど、地域の特色ある資源を活用しながら交流人口の拡大に努めるとともに、子育て支援対策の充実や生活環境の整備等を通して、将来的な定住促進に努めます。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11)過疎地域自立促進特別事業	高齢者定期券助成事業 3カ月、6カ月、1年定期券	湯梨浜町	
		バス停留所改修事業 石脇車庫バス停留所の改修		

4. 生活環境の整備

①水道施設

(1) 現況と問題点

本地域の簡易水道施設及び飲料水供給施設は、昭和33年から昭和61年にかけて地域内全域を順次整備し、現在では普及率が99%を超え、全国水準、県平均を上回っています。昭和59年から老朽化した送配水管の配管替えを進め、平成5年からは下水道事業の支障移転として、ほぼ全地域的に水道管の布設替えを実施しました。さらに平成10年度には、緊急整備事業として泊簡易水道配水池を新設しました。

また、平成15年度には宇谷区に、平成16年度には小浜区に、それぞれ配水池を新設し、水量拡張事業を実施、漏水のない安全で安心できる水の安定供給に努めています。

しかし、生活様式の変化や多様化を受けて、水量確保及び水質保全のため水源の適切な管理や、取水ポンプ、配水池、送水管等の施設改善を図っていく必要があります。さらに、水質の悪化や取水ポンプの故障など、緊急事態に対応するための施設整備が急がれます。

災害時等には断水、水压低下等の恐れがあるため、老朽化した小浜区の配水管改良が必要となっています。

また、地震等の災害時における施設耐震性向上や、災害状況を考慮した応急給水や速やかな復旧工事、さらに応援体制整備や資機材の備蓄など、万一の場合に十分に備えられる管理体制の整備と強化が必要です。

なお、上水道事業への会計統合（公営企業法適用化）を令和元年度を目途に移行を図ります。

(2) その対策

年間を通して、より安全でおいしい水を住民に安定供給するため、水道施設の改善と維持管理に努めています。

将来的な町内水道施設等の広域化を視野に入れながら、計画的に維持補修に努めるとともに、次の対策を中心として、水量不足が懸念される地区についての施設整備改善等を図ります。

①災害等の緊急時に、迅速な対応策を講じる体制の強化と施設整備を図ります。

②筒地区水道施設の水源等の再整備を図ります。

③石脇配水池の更新事業を実施します。

④小浜区内の配水管改良を実施します。

⑤石脇地内配水管移設工事を実施します。

⑥水道事業会計統合に向け資産調査及び整理を行い、簡易水道事業を地方公営企業法適用化へ移行します。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
3. 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道事業 筒地区水道施設の再整備 石脇配水池更新 小浜区配水管改良 石脇地内配水管移設工事	湯梨浜町	

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
3. 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	地方公営企業法適用移行事業 資産調査及び整理	湯梨浜町	

●水道使用料の推移

年 度	年間配水量（m ³ ）	年間有収水量（m ³ ）	有収率（％）	給水人口（人）
平成 15 年度	2,601,279	2,182,136	83.9	17,258
泊地域	343,099	313,126	91.3	3,105
平成 16 年度	2,660,907	2,259,739	84.9	17,456
泊地域	338,509	309,684	91.5	3,071
平成 17 年度	2,558,800	2,249,541	87.9	17,432
泊地域	335,001	313,075	93.5	3,060
平成 18 年度	2,567,324	2,194,736	85.5	17,384
泊地域	323,457	301,899	93.3	3,027
平成 19 年度	2,566,055	2,173,959	84.7	17,303
泊地域	317,622	291,887	91.9	2,980
平成 20 年度	2,458,748	2,144,662	87.2	17,196
泊地域	314,222	284,940	90.7	2,903
平成 21 年度	2,338,109	2,064,590	88.3	17,124
泊地域	308,947	278,356	90.1	2,888
平成 22 年度	2,395,519	2,084,879	87.0	17,083
泊地域	344,244	282,991	82.2	2,873
平成 23 年度	2,339,262	2,049,168	87.6	17,508
泊地域	313,979	274,797	87.5	2,809
平成 24 年度	2,237,646	1,954,889	87.4	16,992
泊地域	315,015	267,501	84.9	2,765
平成 25 年度	2,194,807	1,942,638	88.5	16,861
泊地域	313,795	262,806	83.8	2,737
平成 26 年度	2,176,001	1,900,477	87.3	16,802
泊地域	294,369	247,340	84.0	2,675

（庁内資料：建設水道課）

（４）公共施設等総合管理計画との整合

水道施設の整備に当たっては、公共施設等総合管理計画に基づき、先進技術の積極的な活用、施設の長寿命化の徹底、維持管理コストの更なる縮減等を合わせて実施していくことで、適切な公共サービスの提供を目指します。

②下水処理施設

（１）現況と問題点

生活環境の整備を図るため、平成４年度から地域内全域の下水道化を目指して、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業及び小規模集合排水事業により下水道整備を進めてきました。

農業集落排水事業は、平成７年に宇谷区の施設供用開始を皮切りに、平成１０年には石脇・小

浜区で供用開始、特定環境保全公共下水道事業は、原・園・泊区を対象に平成9年に供用開始、また、小規模集合排水事業は、人口、世帯数の最も少ない筒地区で平成12年に供用を開始しました。その結果、地域内全域の下水道化が完了し、現在では100%の整備率となっています。

下水道整備には多額の経費を要していることから、地域内全家庭の管渠接続が最大の事業効果を発揮することであり、今後も未接続世帯解消を目指し、啓発活動を積極的に行いながら下水道接続の促進を図るとともに、これら地域内4カ所の終末処理場及び管渠施設の的確な維持管理、運営を図っていくことが必要です。地域内における住宅等の新改築の需要に応じ、未普及地域への普及をするとともに、適正な管路施設管理のため、管路施設台帳が必要となります。

また、20年を経過した処理施設もあり、既に各処理施設やマンホールポンプなどの機器の老朽化が始まっており、将来施設機器の改築が必要となります。

さらには、特定環境保全公共下水道と農業集落排水事業の異なる事業間での接続統合などに加え、汚水処理等の効率化のため、近隣市町間での広域化・共同化の検討が求められています。

すべての事業について、令和4年度を目途に地方公営企業会計適正化を図ります。

(2) その対策

地域内における現況に基づき、次の対策を中心として下水道環境の整備に努めます。

- ① 接続世帯の解消を図るため、引き続き下水道接続への啓発・接続促進を図ります。また、住宅等の新增築需要に応じ、未普及地域への普及（管渠延長及び汚水桝設置）を進めます。
- ② 効率的で的確な施設の維持管理を行います。
- ③ 下水道施設については、施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることなどを目的に、『下水道ストックマネジメント計画』を策定します。その計画に基づき計画的な改築を進めます。
農業集落排水事業の処理施設については、計画的に再生・延命化を目的とした整備を検討します。
- ④ 農業集落排水事業の処理施設については、特定環境保全公共下水道、あるいは天神川流域公共下水道への接続統合を検討します。
- ⑤ 地方公営企業会計適用化に向け、資産調査、整理及び会計システムの導入を行い、地方公営企業法適用化移行を図ります。
- ⑥ 農業集落排水事業及び小規模集合排水事業について、管路施設台帳を公共下水道台帳に準じて調製を図り、既存の下水道台帳システムへの移行を目指します。

●下水処理の状況

(平成27年3月31日現在)

事業名	対象地区	使用開始年月	対象戸数(戸)	接続戸数(戸)	接続率(%)
農業集落排水事業	宇谷	平成7年12月	172	165	95.9
	石脇・小浜	平成11年4月	148	141	95.3
特定環境保全公共下水道事業	泊・園・原	平成9年4月	583	528	90.6
小規模集合排水事業	筒地	平成12年4月	10	10	100.0

(庁内資料:建設水道課)

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
3. 生活環境の整備	(1)下水道処理施設 公共下水道	農業集落排水施設の特定環境保全公共下水道（泊浄化センター）への接続	湯梨浜町	
		特定環境保全公共下水道（泊浄化センター）の長寿命化		
		特定環境保全公共下水道（泊浄化センター及び管路）のストックマネジメント計画策定及びその計画に基づく改築事業		
	農業集落排水	特定環境保全公共下水道の普及		
		農業集落排水の普及		

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
3. 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	地方公営企業会計適用化 資産調査、整理及び会計システム導入	湯梨浜町	
		農業集落排水の管路施設台帳調製・既存公共下水道台帳システムへの移行		
		小規模集合排水の管路施設台帳調製・既存公共下水道台帳システムへの移行		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

下水道施設の整備に当たっては、公共施設等総合管理計画に基づき、先進技術の積極的な活用、施設の長寿命化の徹底、維持管理コストの更なる縮減等を合わせて実施していくことで、適切な公共サービスの提供を目指します。

③ごみの減量化と処理

(1) 現況と問題点

家庭から排出される生活系廃棄物は、近年減少傾向にあります。また、新たに開始した小型家電製品等の回収や、再生資源の分別収集の徹底によるリサイクルを推進することで、生ごみの肥料化に取り組む地域も増えるなど、地域全体のごみ減量化意識は年々高まっています。

地域内のごみ減量化に係る具体的な取り組みとして、行政区ごとに「ごみ減量化出前講座」を開催し、行政区内での意識高揚を図るとともに、収集日、収集内容の徹底、収集ステーションの適切な管理、再生資源ごみの回収徹底等を行い、地域住民の連携と行政との協働が促進されています。また、ごみ減量化の一環として、生ごみの分別回収、肥料化に取り組む行政区も生まれ、その活動が全地域に広がる傾向にあり、活動支援の必要性も生じています。

一般廃棄物、家電廃棄物等の不法投棄は減少傾向にあり、地域の監視活動の成果といえと

もに、不法投棄防止看板、防止柵等の設置も効果があったものと思われます。また、海岸漂着物の清掃活動も積極的に取り組む地域も広がり、環境保全意識も高く、地域と行政が一体となってさらなる活動促進を図る必要があります。

(2) その対策

ごみ減量活動、リサイクル活動、環境保全活動等を地域住民主導の取り組みとするために、適切な行政指導・支援が必要です。また、住民個々の意識高揚、積極的な活動参加を奨励するため、新しい情報提供も重要な取り組みとなります。地域と行政が連携・協働して快適な生活環境を構築するための取り組みを進めます。

- ① 生活系廃棄物の分別を徹底し、リサイクル率の向上を図ります。
- ② 生ごみの分別収集・肥料化を推進拡大するため、行政指導を強化します。
- ③ 不法投棄、ポイ捨て等の監視活動を、地域を挙げて強化します。
- ④ 海岸清掃活動を促進し、環境美化・環境保全意識の高揚を図ります。
- ⑤ ごみ収集ステーションの設置・整備を図ります。
- ⑥ ごみ減量・環境教育等の研修講座を積極的に開催します。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
3. 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	ごみ収集ステーションの設置・整備 未設置行政区へ設置 既存施設の整備	湯 梨 浜 町	
		生ごみ分別回収・肥料化拡大事業 取り組み区域の拡大支援		
		生ごみ処理機購入助成 購入助成 1件2万円		
		不法投棄監視員・環境美化促進員の 委嘱設置（地域内の巡視） 1名		
		地域清掃・海岸清掃活動支援 ボランティア清掃活動の回収 ごみの処分		

④消防施設

(1) 現況と問題点

ア 防 災

本地域は、総面積の約70%を山地丘陵が占め、海岸付近まで段丘状に丘陵の迫った地勢にあるため極めて平地が少ないことが特徴です。海岸沿いに大半の集落が形成され、台風や集中豪雨に起因する自然災害による被害を受けやすい危険箇所が非常に多い状況にあります。

また、地域中心部は特に住宅が密集し、集落内の道路幅員も非常に狭いため、日常的な車両通行にも支障をきたしています。万一の災害発生時の避難・救急・消火等の対応が大きな問題となっていることから、災害を未然に防ぎ、住民の安全性を確保することが急務となっています。

災害の未然防止には、日常的に迅速かつ正確な防災等に関する情報伝達が必要であり、災害発生時には、その被害を最小限に食い止めるための地域状況を正確に把握し、迅速で適切な情報を地域住民に伝達する必要があります。

平成17年度には、災害情報の一斉伝達、デジタル化による高度な情報収集により、町民の暮らしを守る湯梨浜町防災行政無線システムを整備しました。また、平成22年度には、時間的余裕がない大規模な自然災害等に対処し、最新の情報を的確かつ迅速に伝達するための全国瞬時警報システム（Jアラート）を整備しました。

災害発生時の迅速な避難誘導や速やかな情報伝達には、地理的に詳しい地域住民の果たす役割は非常に大きいものです。地域の情報を正確に把握していることで、災害時の初期活動が期待できることから、地区組織を自主防災組織と位置づけながら、防災意識の高揚や防災対策の情報提供を始めとした組織の体制充実と育成、未組織地区での組織設立を図っていく必要があります。

さらに、地域内の避難誘導案内表示板の設置や避難場所の確認など、行政との連携を十分に深めていくことが大切です。

今後、さらに防災業務を効果的に推進していくために、住民一人一人の防災意識の高揚と防災知識の普及を図り、防災体制の強化及び充実を図っていく必要があります。

イ 消 防

本地域内にある世帯の住宅構造は木造建築が大半であり、限られた平地に住宅が密集する地域が多いことから、万一の火災発生時の消火活動に大きな不安を抱えています。さらに、住宅密集地内の道路は非常に幅員が狭く消火活動が制限され、大火災発生の危険な要素を多分に含んでいます。

そのため、日ごろから地域住民に対する防火意識の高揚を図り、万一、火災が発生した場合の初期消火や避難等の迅速な対応ができるよう研修の実施も必要です。同時に、地域住民で組織される自主防災組織の育成や体制強化も重要であり、一層推進していく必要があります。

また、地域住民の防火意識、防火知識の徹底はもとより、万一の火災発生時に十分な消防活動に対応できる消防自動車の整備や生活道路の整備が重要課題となっています。

消防体制は、広域常備消防である湯梨浜消防署が消防救急業務の拠点となっていますが、泊地域内の消防力は現在2分団30名の団員で組織しています。近年、団員数は、定員32名を下回った状態が続いており、新規団員の確保が大きな課題となっています。また、昼間在住団員が減少しており、初期消火に重要な役割を果たす消防団の昼間の緊急出動体制に不安を抱いています。自主防災組織の設立及び強化に併せて、中高年の自主消防隊組織編成等も具体的に考慮すべき時期であると考えられます。

●消防力の現況

(1) 消防用施設

(平成27年4月1日現在)

管轄集落	消 防 機 械			消 防 水 利		備 考
	手引動力 (台)	小型動力 (台)	ポンプ自動車・ バイク (台)	消火栓 (基)	防火水槽 (基)	
小 浜	0	1	ポンプ自動車 2 バイク 3	7	2	
筒 地	0	1		5	2	
石 脇	0	1		24	4	
泊	0	0		41	3	
園	0	1		27	3	
浜 山	0	0		8	1	
原	0	1		26	1	
宇 谷	0	1		37	5	
合 計	0	6	5	175	21	

(庁内資料：総務課)

(2) 消防団員

(平成27年4月1日現在)

分 団 別		備 考
分 団 名	実 団 員 数	
第5分団	15 名	定員 32 名
第6分団	15 名	

(庁内資料：総務課)

(2) その対策

ア 防 災

- ①総合的な災害対策の基本となる「地域防災計画」を指針とし、災害に強い安全な地域づくりを推進するため、総合的な防災対策の強化に努めます。
- ②防災行政無線を活用し、迅速かつ正確な防災等に関する情報を伝達するとともに、避難誘導経路や避難場所等の周知徹底を図ります。
- ③防災資機材の備蓄、整備、充実を図ります。
- ④住民の防災意識高揚と防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織等の設立及び体制の充実を図ります。

イ 消 防

- ①予防査察、消火器の普及、点検等によって地域住民の防火意識の高揚を図るとともに、広域常備消防との連携を密にし、火災被害の軽減に努めます。
- ②防災行政無線を活用し、迅速かつ正確な情報の伝達を図るとともに、非常備消防組織等により初期消火に努めます。
- ③消防水利の再点検を行うとともに、消防施設整備の充実を図ります。また、団員の訓練を重ね、機動力ある充実した消防団組織を確立します。
- ④火災予防と初期消火の知識の普及に努め、地域における防火意識と自主防災組織の育成強化を図ります。
- ⑤ 消防自動車の整備を図ります。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
3. 生活環境の整備	(5)消防施設	消防自動車購入事業 CD-1型 1台更新 防火水槽整備事業 耐震性貯水槽の設置	湯梨浜町	
	(8)その他	自主防災組織の組織化及び充実		

⑤公営住宅

(1) 現況と問題点

現在、県営住宅1団地18戸、公営・特定公共・地域定住等の町営住宅4団地37戸を有していますが、一部の団地では築後30年程度経過しているものもあり、建物の老朽化が進んでいます。本格的な少子高齢化、人口・世帯数減少の時代を迎え、経済の地域格差の拡大等による低所得者層の増加から、老若男女問わず、公営住宅の整備・充実を求める声が寄せられており、引き続き公営住宅の維持管理に努めていきます。

また、売却できる町営住宅については、順次売却を進めます。

(2) その対策

限りある財源を有効に活用するため、修繕等により町営住宅の長寿命化を図ります。また、住宅の供給については住宅需要を調査し町営住宅の建設、民間活力を取り入れるなどのプランを作成し定住の促進を図ります。

●公営住宅の設置状況

区分	団地名	建築年数	戸数
県営住宅	泊港団地	平成7年	18
町営住宅	園やよい団地	昭和60年	4
		昭和62年	2
		昭和63年	4
	石脇団地	平成元年	2
		平成7年	4
		平成8年	2
		平成9年	2
		平成10年	2
		平成11年	3
	特定公共賃貸住宅浜山団地	平成15年	12

(庁内資料：町民課)

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
3. 生活環境の整備	(6)公営住宅	町営住宅の維持管理	湯梨浜町	

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

①社会福祉

(1) 現況と問題点

鳥取県の高齢者人口は、平成25年10月1日現在で161千人を超え、高齢化率は27.8%に達しています。今後は、高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者の割合が高くなり、要介護認定率もさらに上昇していく見込みです。

本町の状況を見ると、平成25年10月1日現在の高齢化率は28.6%と県平均を上回り、今後も総人口の減少に反して高齢者人口は増加を続け、高齢化がさらに進むと推測されます。これに伴い、要支援・要介護認定者の増加も見込まれるほか、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれることから、高齢者を地域で見守る体制づくりなど、多様な見守り施策の充実や家族介護者への支援の充実を図ることが重要な課題となっています。

●高齢者等がいる世帯の状況

(単位：世帯・%)

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総世帯 (A)	4,569	4,556	4,588	4,697	5,063	5,374	5,418
泊地域	866	860	859	851	885	871	860
高齢者のある世帯 (B)	1,957	2,206	2,438	2,713	2,865	2,971	3,015
泊地域	407	450	493	559	572	589	583
比率 (B/A)	42.8	48.4	53.1	57.8	56.6	55.3	55.7
泊地域	47.0	52.3	57.4	65.7	64.6	67.6	67.8
高齢者単独世帯 (C)	166	220	280	354	426	486	543
泊地域	32	39	56	72	87		
比率 (C/A)	3.6	4.8	7.7	7.5	8.4	9.0	10.0
泊地域	3.7	4.5	6.5	8.5	9.8		
高齢者夫婦世帯 (D)	202	256	353	400	435	463	506
泊地域	39	51	56	70	83		
比率 (D/A)	4.4	5.6	7.7	8.5	8.6	8.6	9.3
泊地域	4.5	5.9	6.5	8.2	9.4		

(資料：国勢調査)

●要介護者等の状況

(単位：人)

区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
在宅（Ａ）	616	614	680	576	590	596	634	540	555	570	586	582
泊地域	91	72	88	85	105	107	120	92	99	103	107	112
要支援	122	137	137									
泊地域	14	18	15									
要支援 1				62	39	35	50	38	37	49	31	34
泊地域				8	6	8	13	5	2	4	3	6
要支援 2				64	96	90	81	73	85	88	96	91
泊地域				9	16	18	17	9	15	13	17	19
要介護 1	239	244	273	168	131	139	152	117	128	136	148	149
泊地域	32	18	26	16	24	24	35	27	30	30	31	35
要介護 2	105	114	126	114	130	138	149	132	140	137	142	156
泊地域	13	16	18	16	18	21	20	23	21	29	32	30
要介護 3	64	62	63	81	99	101	90	83	81	79	83	86
泊地域	9	12	9	16	22	21	15	10	16	15	15	11
要介護 4	60	34	45	54	57	60	66	55	51	46	54	42
泊地域	10	6	14	14	10	9	13	10	8	6	6	8
要介護 5	26	23	36	33	38	33	46	42	33	35	32	24
泊地域	13	2	6	6	9	6	7	8	7	6	3	3
施設（Ｂ）	162	197	193	199	191	184	180	196	204	195	207	201
泊地域	27	23	31	35	30	29	29	32	32	30	37	41
介護老人福祉施設	62	68	67	60	58	56	65	62	61	66	62	47
泊地域	13	9	9	7	5	5	5	8	10	12	14	10
介護老人保健施設	92	122	118	131	131	127	115	133	142	129	145	154
泊地域	14	13	21	26	24	24	24	23	21	18	23	31
介護療養型医療施設	8	7	8	8	2	1	0	0	1	2	0	0
泊地域	0	1	1	2	1	0	0	0	1	1	0	0

(庁内資料：地域包括支援センター)

障がい者や高齢者など、すべての人にとって安全で安心に暮らせる地域社会の基盤整備が急がれますが、公共施設だけでなく、各区の公民館や集会施設のバリアフリー化を早急に進める必要があります。地域住民の憩いの場となるこれらの身近な施設は、楽しみながら介護予防や機能回復訓練、生きがい対策に直結し、さらには障がい者の社会参加、自立促進を促す拠点ともなります。より使いやすい施設設備に向けた改善を進めていく必要があります。

平成 19 年に保健福祉センター内に開所した地域活動支援センターは、平成 25 年の湯梨浜町社会福祉協議会への無償譲渡後も、障がい者の機能回復訓練にもつながる社会参加の場として、大変重要性が高いものとなっています。

すべての住民が一つの家族であるという理念のもとに、行政と地域住民が十分な連携体制を構築し、健康的で安心して暮らせる福祉の地域づくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

本地域では、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の基本理念及び基本目標を念頭に置き、在宅福祉と生きがい対策の充実を基本にした施策の推進を図りながら、住民個々に適した福祉サービスを進めます。

- ①高齢者が自助の意識を持ち、健康でいきいきと暮らしていけるよう、介護予防の実施と高齢者自らが行う生きがいづくり活動を積極的に支援します。
- ②認知症の普及啓発やサポーター養成など、認知症にやさしいまちづくりを推進します。
- ③見守り等のボランティア活動及び有償ボランティアサービスを推進します。
- ④あいサポート運動の推進により心のバリアフリー化を図ります。
- ⑤地域包括支援センターを中心として、高齢者や障がい者が相談しやすい環境を整備します。
- ⑥高齢者や障がい者が社会参加しやすい環境づくりを進めます。
- ⑦高齢者や障がい者の閉じこもりを防止のため、いきいきふれあいサロン活動を支援します。
- ⑧在宅福祉を推進するため、生活環境整備の取り組みを推進します。
- ⑨買物等が困難な高齢者や障がい者に対し、町社会福祉協議会が実施する乗り合いバスや配食サービスのほか、個々の状況に応じて、民間事業者による移動販売や宅配サービス等の各種サービスの周知を図ります。
- ⑩運転免許証を自主返納された高齢者や、運転免許証をお持ちでない重度障がい者や難病患者の方に対し、タクシー料金の一部を助成し、日常生活の利便と社会参加の拡大を図ります。
- ⑪社会福祉法人が、主に高齢者や障がい者を対象とするのりあいバス事業などの町の福祉事業に活用するためのマイクロバス購入に際し、地域福祉の充実のためその購入費用の一部を助成します。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	地域集会所等バリアフリー助成事業	湯梨浜町	
		介護予防事業（新総合事業）		
		高齢者及び障がい者住宅改良助成		
		地域包括支援センター運営事業 総合相談 介護予防ケアマネジメント 長期継続ケアマネジメント		
		重度障がい者等タクシー料金助成事業		
		マイクロバス購入補助事業		

②児童福祉

(1) 現況と問題点

全国的に社会問題となっている少子化は、本地域においても極めて重要な課題の一つです。就労環境の変化をはじめ、女性の社会進出、結婚や子どもを生み育てることに対する意識の変化など、様々な要因によって少子化の進展には歯止めが掛からない現状にあります。とりわけ、本地域でも若年層の流出や出生率の低下が著しい傾向にあり、平成17年国勢調査では13.5%だった若年者比率が、平成22年度国勢調査では11.2%に低下しています。また、乳幼児人口も減少傾向にあり、平成16年度の本地域の乳幼児人口は173人でしたが、平成21年度では

127人に、平成26年度では95人にまで減少しています。

若者定住のためには、安心して子どもを産み育てることができる生活環境整備が必要です。本地域では、これまで二つの保育所を子育て支援の拠点施設として位置づけ、子育てに関する相談や情報発信、働く保護者を全面的に支援するなど、地域の特性を生かした運営を進めてきました。

しかし、乳幼児人口の減少により、本地域の保育所入所児童数は、平成17年度の約150人から平成26年度には78人にまで減少しています。両施設ともに、入所児童数は認可定員の半数程度であり、また、安全で安心できる保育環境の整備及び効率的な保育所運営のためには、施設改善や施設統合を視野に入れた具体的な施策が必要です。

本地域の保育所では、多様なニーズへの対応、働く保護者の支援策として保育時間の延長や一時保育、障がい児保育、世代間交流等を実施し、保育の充実を図ってきました。平成27年度には認定こども園に移行し、保育と教育を一体的に提供する施設として、保護者の就労状況の変化に左右されず、引き続き同じ施設で子どもを受け入れられる施設となりました。現在、未入園児の保護者が集う場の提供のほか、子育て相談のためのオープンデーの開設、出張型の子育て支援センターなどを行っており、今後も保護者や家庭の保育ニーズを的確に把握し、適切な保育内容の充実に努めていく必要があります。

(2) その対策

子どもたちが健やかに生まれ育つための環境整備は、活力ある地域づくりの重要な柱です。家庭、保護者、教育・保育施設、そして地域全体が連携し、児童福祉や健全育成の充実を図っていく必要があります。

- ①認定こども園では、子どもの健やかな成長が図られるよう環境や教育・保育内容の充実を図りながら、就学を見据えた一貫性、連続性のある教育・保育の一体的な提供を図ります。また、地域の中で子育ての拠点にもなるよう、地域の特性を生かした施設づくりを目指します。
- ②認定こども園等では、子育てに関する情報発信や情報提供、育児相談の窓口体制整備など、保護者の子育てに対する不安や孤立を防ぐための支援を推進します。
- ③恵まれた自然環境の利点を生かした施設運営、隣接する社会福祉施設や学校施設、社会教育施設との交流といった魅力ある活動を通じて、地域内外からの利用児童の増加と施設の活性化を図るとともに、地域への定住化を目指します。
- ④児童の減少が続いている二つのこども園のあり方については、保護者や地域住民と十分に協議しながら慎重に進め、多様なニーズに対応できる施設運営を図ります。具体的には、施設内に子育て支援センターやファミリーサポートセンターなどを配置し、全町の未就園児の保護者を対象にした育児相談、親子交流などの場として活用するなど、子育て支援の新しい拠点とすることも検討します。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4)認定こども園	こども園等整備事業 延命、機能強化のための施設整備	湯梨浜町	
		泊地域こども園あり方検討事業		
	(9)その他	児童虐待防止ネットワーク整備事業 ゆりはますこやかライン（24時間電話相談）の実施		

		ファミリーサポートセンター事業 講習会、交流会の開催		
		泊放課後児童クラブ事業 健全な児童の育成		
		子育て支援センター事業 育児相談、親子交流、保健相談		
		乳児家庭全戸訪問事業 生後４カ月までの乳児のいる家庭 を訪問し、必要な情報を提供		
		乳児健診事業 ３～４カ月児、９～１０カ月児の 乳児健診を医療機関へ委託実施		
		乳幼児健診事業 ６カ月児健診等各種健診を実施		
		家庭子育て支援事業 １歳未満児を家庭で子育てする者 へ給付金を支給		
		多子世帯保育料無料化 こども園等へ入園する第３子以降 児の保育料を無料化		

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
４．高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域自立促進特別事業	出産・入学・卒業祝金支給事業 第３子以降児の保護者へ出産祝金、小学校入学祝金、中学校卒業祝金を支給	湯 梨 浜 町	
		妊婦健康診査事業 安全で健康的な出産を支援		

（４）公共施設等総合管理計画との整合

こども園の整備に当たっては、公共施設等総合管理計画に基づき、先進技術の積極的な活用、施設の長寿命化の徹底、維持管理コストの更なる縮減等を合わせて実施していくことで、適切な公共サービスの提供を目指します。

6. 医療の確保

①医 療

(1) 現況と問題点

本地域内の開業医は、平成14年4月に開設された歯科診療所と、内科・小児科専門の診療所のみです。この内科・小児科専門の診療所は、全日診療体制ではあるものの、医師が夜間も常駐する体制になく、緊急時には圏域中心地の倉吉市まで救急搬送される状態を余儀なくされています。また、特に若い世代の多くは近隣の医療機関において受診しているのが現状です。

急速な高齢化の進展に伴い、安心して日常生活を送り、不安のない生活基盤として、さらには安心して子どもを生み育てられる地域環境づくりの観点からも、医療体制のあり方は大きな課題であり、現状をさらに改善し、地域の保健予防の中核機関としての運営が望まれています。

また、高齢者が住み慣れた地域で家族や地域の人々に支えられながら安心して暮らせるための在宅福祉・在宅介護の推進は、旧泊村から引き継いだ本町全体の福祉施策の基本であり、そのためにも過疎地域とみなされる本地域において、いつでも医療が受けられるという安心感が重要であり、医療システムの構築が急がれます。

公共施設を貸与して開設された歯科診療所は、泊小学校・中央公民館泊分館・こども園・保健福祉センター等の文教福祉施設の中心に位置していることから、多くの住民が気軽に受診しやすい条件下にあり、歯科診療と歯科保健の推進に大きく寄与しています。しかし、歯科医が1名であり、鳥取市内に開業している診療所との兼務であるために隔日診療となり、住民にとって十分な診療体制であるとはいえません。

医療費では、後期高齢者医療費、国民健康保険医療費ともに年々増加し、後期高齢者医療会計、国保事業会計ともに極めて厳しい事業運営を強いられています。近年の特徴として、高齢者の低所得者層の増加、リストラ等による中途退職を余儀なくされ、国保に加入する離職者の増加、医療の高度化及び生活習慣病患者の増加に伴う医療費の高額化等があげられ、今後ますます医療会計の財政運営が困難な状況が予想されます。

住民の健康づくり、健康管理、健康増進を図るため、人間ドック検診をはじめとする各種健診事業を積極的に実施し、疾病の早期発見と早期治療を促進していますが、これは、医療費抑制に直結した対策であり、今後ますます充実した健診内容と受診の促進を図っていく必要があります。また、保健指導・保健活動には前述した開業医の協力が得られており、今後も連携を深めながら、住民の健康づくりを強く推し進めていく必要があります。

(2) その対策

本地域内に直営診療所の開設や医療機関を新規に誘致、整備することは極めて困難な状況から、歯科医を含めた開業医のさらなる協力と理解を得ることで、診療曜日の見直しや環境改善など、住民の利便性の向上を図りながら現状を維持し、本地域のみならず全町の取り組みとして医療体制のあり方も検討していく必要があります。また、緊急時における救急患者の受け入れを迅速かつ的確に行うため、鳥取中部ふるさと広域連合を中心として救急医療体制の拡充を促進します。

保健活動の基本として、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導に力を入れ取り組んでいます。国保対象者の受診率は伸び悩み、医療費の高騰を招いているのが現状です。こうした各種健診事業をより効果的なものとするために、一人でも多くの受診者を確保していくことが必要です。新たにポイントラリー事業を実施することで住民の関心を高め、交通弱者対策等を含めた健診の実施時期や会場等への配慮のほか、啓発広報にも一層努力し、住民の健康に対する意識改革に重点を置いた積極的な展開を図ります。また、運動不足解消と健康寿命の延伸を図るため、

ノルディックウォーキングや積立貯筋運動等の各種事業を実施します。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
5. 医療の確保	(4)その他	各種がん検診 対象者の50%受診（目標数値）	湯梨浜町	
		特定健康診査・特定保健指導 対象者の60%受診（目標数値） 対象者の70%指導（目標数値）		

②保健予防活動

(1) 現況と問題点

住民の健康増進を目標に各種事業を積極的に実施してきた成果として、「自分の健康は自分で守る」という住民自身の意識や自覚の高まりと同時に、健康づくりに対する関心も深まってきました。これらは、多くの住民が健康づくり事業に気軽に参加できるよう、地域巡回等の参加しやすい工夫を積み重ねてきたことによる成果であり、さらには、住民個々の状態や症状に合わせながら、継続して経過や効果を見極めてきた取り組みの成果といえます。また、専門医による検診結果の分析や栄養士、保健師による生活指導等によって生まれた住民との信頼関係が、大きな要素となっていることはいうまでもありません。

超高齢社会にあって、今後は疾病軽減策にとどまらず、老後の「生きがいづくり」も保健活動の軸と位置づけ、健康的に老後を過ごすために、疾病予防と生きがい対策を組み合わせた健康づくり施策を展開していく必要があります。

そのためにも、高齢者をはじめとするすべての住民への保健予防情報等を提供していくとともに、気軽に生活相談や指導助言できる体制を拡充していくことが求められています。

(2) その対策

住民個々の健康状態を的確に把握し、適切な保健指導等を実施しながら、その状態や症状の変化、効果や課題をもとに、次のステップにつながる事業を展開していくことが重要です。個々の健康データを作成管理し、保健活動に生かしていくことで、より住民に密着した健康づくり事業を目指すことができます。また、一人でも多くの住民が参加しやすい事業とするため、各区公民館を活用したり、夜間の開催を計画したりするなど、画一的な事業内容ではなく楽しみながら気安く気軽に参加し、健康づくりや健康増進につながっていくような事業となるよう、一層の工夫を凝らしていくことが求められています。

疾病予防を目的とした従来の保健活動を拡大し、自立促進や長年の経験、知識を生かしながら、生きがいづくりや社会参加、社会貢献を目指していく事業へと発展させていくことが大切です。

さらに、開業医の理解と協力を得ながら、保健活動に地域医療を連携させ、より充実した健康教育や健康増進対策等を展開し、保健予防活動の拡充を図ります。

(3) 事業計画 (平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施主体	備考
5. 医療の確保	(4)その他	予防接種事業 予防接種法等に定められた予防接種の実施 乳幼児インフルエンザ、おたふくかぜ、ロタウイルス予防接種の一部助成	湯 梨 浜 町	
		インフルエンザ予防接種助成事業 高齢者等への接種一部助成		
		肺炎球菌予防接種助成事業 65歳以上(5歳刻み、60歳～64歳特定障がい者含む) 1人4,900円助成		
		子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業 中学1年生～高校1年生女子へ助成		
		風しんワクチン接種事業 19歳～49歳の妊婦及びその夫のうち希望者に接種費用の一部を助成		
		不妊治療費助成事業 不妊治療のうち体外受精、顕微授精及び人工授精に要する経費の一部を助成 不育症治療に要する経費の一部を助成		
		健康づくり事業 心と体の健康相談 月に1回実施 健康教室 集落の要望に応じて出張開催 保健師通信の発行 ふた月に1回、健康に関する情報を提供		

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

1 小学校教育

泊小学校は昭和62年度に全面移転し、自然豊かな環境の中に木の香りがあふれ、日本瓦屋根の新しい校舎を建設しました。子どもたちが、均等かつ安心して教育が受けられるよう施設をバリアフリー化したほか、多目的トイレや運動場に照明を設置するなど、充実した施設整備を図ってきていますが、築後28年以上が経過し、各所に補修の必要性が生じています。

1学年2学級を想定した施設は、人口減少及び少子化等に伴って児童数が減少し、建築当初は266人だった児童数が、平成21年度には168人、平成27年度には130人にまで減少しました。この間、少人数学級の導入や特別支援学級の設置により、1学年2学級を維持した年もありましたが、今後は1学年1学級、全体においても10学級未満で推移し、平成30年度以降は90人前後で推移していくことが見込まれます。このような現状から、学級の適正規模を確保し教育活動の充実を図るため、国の通学区域制度を弾力的に運用し、羽合小学校区の児童（希望者）が泊小学校区へ編入することができる「特定地域選択制」を導入します。

また、児童の健全育成や地域に開かれた学校づくりの視点から、空き教室の一部を放課後児童クラブとして利用しています。

泊小学校では従来から総合学習に力を入れており、特色ある学校づくり事業や、ふるさとに愛着を持つ心を育むふるさと教育推進事業として、勤労生産学習、水産教室、地域文化の伝承活動など、今後もより一層の推進を図り、人間性豊かな元気な泊っ子の育成に取り組めます。

加えて、ボランティアによる本の読み聞かせや朝読書の推進により、読書習慣を身につけさせ、生きる力とつなげていくための学校図書室の果たす役割は大きく、蔵書の充実により読書活動のさらなる推進が必要です。

さらに、原及び宇谷区から泊小学校まで通学する児童が通学のために利用する一般乗合旅客自動車の定期券購入費を補助し、遠距離通学を行う児童の円滑な就学を継続支援します。

●泊小学校児童数及び学級数推移

(毎年5月1日現在)

年度 区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
児童数（人）	168	181	185	166	171	150	130
学級数（級数）	9	11	11	10	10	9	9

年度 区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
児童数（人）	110	105	96	85	89
学級数（級数）	8	8	8	8	8

(庁内資料：教育総務課)

2 中学校教育

湯梨浜町立北浜中学校は、昭和47年度に旧北条町、旧泊村、旧羽合町の組合立として設置されました。平成7年度には旧北条町が分離独立し、さらに平成16年10月には旧泊村と旧羽合町が合併したことにより、湯梨浜町立として再スタートを図りました。組合立として設立した当

初の生徒数は811人でしたが、現在は329人（平成27年度）と大きく減少しています。

生徒数の減少と学校施設の老朽化等を踏まえ、東郷中学校との新設統合を決定し、現在では平成31年度開校に向けた建設工事が着々と進行しています。今後は、中学校新設統合に向けた準備委員会を中心として、開校に向けた準備を進めるとともに、廃校となる現施設の跡地利用についても検討していく必要があります。

泊地域の生徒の通学の安全を図るため、従来からスクールバス2台を運行していますが、老朽化により平成26年度に1台、平成27年度に1台を更新し、継続して泊地域の生徒の通学の安全を確保しています。

施設整備については、各所の老朽化が激しくなっていますが、中学校新設統合の関係から生徒の学校生活に支障が生じないように、必要な修繕対応を実施していきます。

●北溟中学校生徒数及び学級数推移

（毎年5月1日現在）

年度 区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
生徒数（人）	331	313	312	323	314	329	329
うち旧泊村生徒数	89	78	70	83	81	99	83
学級数（学級）	13	12	13	12	12	13	13

年度 区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
生徒数（人）	373	349	342	448	479
うち旧泊村生徒数	104	85	78	70	65
学級数（学級）	14	15	15	20	20

※令和元年以降は新設中学校の推定数

（庁内資料：教育総務課）

3 その他の教育

平成19年度から県立高等学校の通学区域が県全域となり、泊地域でも中部圏域はもちろん、県内東西部地域に通学している生徒もいます。泊地域から各高等学校までは遠距離通学が多く、高等学校等に通学するために公共交通機関等を利用している生徒は少なくありません。遠距離の通学に伴う交通費は、就学期、特に高校生等の子どもを抱える世帯の経済的負担となっています。

イ 社会教育

1 社会教育

住民一人一人が生涯にわたって積極的に学習し、個性を生かしながら生活することは、豊かな人間性を育み、心身ともに健康でたくましい人づくり、ひいては明るく豊かな地域づくりにつながります。

住民の生涯にわたる学習要求に応え、文化の向上を図るため、住民の要望を十分に把握しながら、対応する体制や環境整備を進めていく必要があります。

中央公民館泊分館は老朽化が進んでいるものの、耐震診断の結果を踏まえて改修又は再整備を図りながら、引き続き生涯学習の拠点施設及び住民の学習の場として提供します。

青少年の家においても、利用形態を検証して、改修又は再整備を図りながら、年間を通して青少年の宿泊体験等の活動ができる体制づくりが必要です。また、青少年の家は中央公民館泊分館

に近い位置にあり、いずれの施設も老朽化が進んでいることから、改修等に当たっては、統廃合や複合施設として整備することも検討する必要があります。

しおさいプラザとまりは、多くの地域住民に利用されていますが、利用者の学習要望に応えるためには、さらに内容の充実を図っていく必要があります。そのため、関係機関との連携を深め、地域住民の学習や憩いの場として、より一層親しまれる施設づくりが必要です。

2 社会体育

スポーツ・レクリエーション活動の振興は、健康増進と同時に住民相互のふれあいや地域連帯意識の高揚など、地域社会の形成に大きな役割を果たしています。

今後も多くの住民がスポーツに親しむことにより健康を増進し、併せて競技力の向上を図るため、施設整備や団体育成、指導者養成に取り組む必要があります。

また、泊体育館の屋根改修が終了したことにより、屋内スポーツ施設としての利用が可能となりましたが、野球場やテニスコートなど、屋外スポーツ施設の利便性の向上と利用促進に取り組むとともに、社会体育施設の必要な修繕を図りながら、その維持に努めます。

(2) その対策

ア 学校教育

1 小学校教育の振興

泊小学校は「潮風の中でたくましく」を教育理念とし、恵まれた自然の中で心身ともにたくましく心豊かな児童を育成していこうと、総合学習等の取り組みを展開してきました。

本校は、この総合学習に全国的にもいち早く取り組み、現在も勤労生産活動としての梨づくりや野菜づくり、水産教室としての魚釣り大会、ワカメの栽培体験及び栽培漁業センターの見学、さらにはハワイ州との国際交流活動などの取り組みを推進してきました。保護者や地域住民の理解と協力のもとに、今後も心身ともにたくましい児童の育成をより一層推進します。

昭和62年度に全面移転によって新しく建築した学校施設は、築後、相当な年数が経過したことから、給食調理場や周辺施設も含めた各所に改修や改善を要する箇所が出てきており、児童の安全性を確保するためにも年次計画的に修繕等を行います。

2 中学校教育の振興

思春期にあり、人間形成の上で最も重要な年代の中学生は、心身ともに大人に向かう大切な時期です。自己を確立しようとする反面、多感で情緒不安定な一面を有していますが、将来の目標を持ち、地域に生きる力を育むための中学校教育の役割は一層重要となっています。

北溟中学校には教育相談員を非常勤配置し、スクールカウンセラーの派遣も行っており、生徒や保護者の様々な相談・助言に当たっています。不登校対策の解決については、小中学校をはじめ、関係機関と連携して対応に当たっており、不登校ゼロに向けた取り組みを一層推進します。

今後も家庭や地域を含めた関係機関との連携により、生徒が安心して学習に取り組み、充実した学校生活を送ることで、各々が将来を切り開いていく力を養うための一層の支援体制の充実を図ります。

北溟中学校は、築後、相当な年数が経過し、各所老朽化が激しくなっていますが、中学校新設統合の関係から、生徒が安心して教育を受けられる環境を維持するために必要な修繕対応を実施していきながら、新中学校の開校に向けた準備を進めていきます。

現在、学校給食センターについては、東郷学校給食センター及び羽合学校給食センターの2施設で運営していますが、いずれも老朽化が進んでいるため、新中学校に併設統合することとし、

生徒により一層安全で安心な学校給食を提供していきます。

3 その他の教育の対策

泊地域から遠距離の高等学校等に通学する交通費が保護者の負担となっています。子どもたちが通学費用を理由に希望する学びをあきらめることのないよう、子育て家庭の経済的負担を軽減する必要があります。県内高等学校等に通学する生徒が通学のために利用する公共交通機関の定期乗車券購入費を支援します。

イ 社会教育

1 社会教育の振興

住民の学習要求が多様化する現在、生涯学習の振興は欠かすことのできない施策です。行政はもとより、各種機関や団体と連携しながら、生涯学習の振興を図ります。

泊分館で開催されている放課後子ども教室の充実を図るとともに、泊小学校で実施している放課後児童クラブとの目的を十分に踏まえながら、一体的な運営が可能となるよう環境整備にも取り組み、子どもの社会体験活動の推進と健全育成に努めます。

また、減少傾向にあったしおさいプラザとまりの貸出冊数は、資料等の充実とともに増加傾向にあり、引き続き利用者の要望に沿った資料の充実に努めます。

青少年の家については、周辺教育関連施設や潮風の丘とまりとの連携事業等により、施設の利用促進に努めます。

2 社会体育の振興

健康で生きがいのある地域社会を形成するため、生涯にわたるスポーツの普及が必要です。そのため、グラウンド・ゴルフのさらなる普及と協会会員の拡大に取り組むとともに、各年代に応じて気楽に取り組めるニュースポーツの普及を推進します。

また、利用者の声を十分に聞きながら、利用者の視点に立った既設設備の維持管理に努めます。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
6. 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	新統合中学校建設事業 校舎棟、体育館、プール等1式 泊小学校エアコン整備事業	湯梨浜町 教育委員会	
	(1)学校教育関連施設 体育館	床改修事業 (床面積 878 m ² の研磨と塗装) LED照明へ更新 バスケットゴール改修 暗幕改修		
	(1)学校教育関連施設 プール	プール設備改修事業 日本水泳連盟ガイドラインに沿った飛び込み台に改修。12台		
	(1)学校教育関連施設 グラウンド	環境管理事業 (金網設置 L=200m) 多目的トイレ設置		

		(建築面積 70 m ²)		
	(1)学校教育関連施設 給食施設	新統合学校給食センター建設事業 調理能力 1,700 食 ドライシステム、厨房機器等 1 式 泊小学校 厨房機器等 1 式 ランチルーム食卓改修		
	(3)集会施設、 体育施設等 体育施設	泊体育館施設整備事業 照明灯改修事業 照明灯の L E D 化、分電盤及 び安定器の改修 玄関スロープ設置 カーテン設置 耐震補強診断 耐震補強整備工事 泊相撲場施設整備事業		
	(3)集会施設、 体育施設等 図書館	図書室（しおさいプラザとまり） 整備事業 照明設備改修工事 空調設備改修工事		

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
6. 教育の振興	(4)過疎地域自立 促進特別事業	ふるさと教育推進事業 郷土の良さを体験するための学 習及び活動の推進 文化伝承・スポーツ・食育・水 産教室等	湯 梨 浜 町 教育委員会	
		特色ある学校づくり推進事業 泊小学校総合学習の充実 勤労生産学習・異年代交流・防 災教室・国際交流等		
		遠距離通学児童通学費補助 原及び宇谷区から泊小学校まで 通学する児童が通学のために利 用する一般乗合旅客自動車の定 期券購入費を補助		
		「特定地域選択制」事業の導入 コミュニティーバスの運行		
		図書室（しおさいプラザとまり） 整備事業		

		視聴覚資料整備 視聴覚資料購入 児童用、教育 DVD 100 枚 クラシック音楽 CD 100 枚 文学 CD 100 枚 視聴覚資料（映像用）閲覧 デスク 1 台 視聴覚資料閲覧機器 1 台 視聴覚資料架（棚） 1 台 図書資料購入整備 一般、児童図書 3,000 冊 閲覧用情報機器整備 閲覧用インターネット機器 1 台 閲覧用インターネットデスク 1 台		
		コンピュータ機器等更新 （泊小学校・新統合中学校） 教育用・校務用・事務用		
		中央公民館泊分館振興事業 各種生涯学習活動の推進		
		泊小学校グラウンド芝管理事業 芝刈込、施肥、除草剤散布、散水等 9,825 m ²		
		通学費助成事業 高校生等の通学に要する定期乗 車券の購入費一部助成		

（４）公共施設等総合管理計画との整合

社会教育施設等の改修、整備等にあたっては、公共施設等総合管理計画に基づき、先進技術の積極的な活用、施設の長寿命化の徹底、維持管理コストの更なる縮減等を合わせて実施していくことで、適切な公共サービスの提供を目指します。

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化芸術活動に対する関心は年々高まっていますが、身近に文化芸術に接する機会が少ないのが現状です。

各種の文化団体は、活動する住民の多くが高齢化し、若年層の加入がなかなか見込めない状況です。しかし、泊分館を会場に、とまり公民館まつりや各文化団体の展示、住民の個展など、積極的に文化芸術活動を支援しています。これらの活動支援はもとより、文化団体連絡協議会等において情報交換や事業の連携等を促進し、自主性を尊重しながら、仲間づくりの輪を広げる仕組みを構築する必要があります。

地域に伝わる伝統芸能は、保存団体の尽力により継承されていますが、少子高齢化や若年層における伝統芸能文化の希薄化など、担い手の確保が課題になっています。同時に、保存団体の中心となる人材や指導者の育成も急務となっています。

貴重な歴史文化遺産は、歴史と文化を正しく理解するために欠くことはできません。史跡への遊歩道は、雑木の巨木化や雑草の繁茂により、アクセス及び景観が害されているため環境整備が急がれます。

また、泊歴史民俗資料館には、明治から昭和にかけての貴重な資料が多数収蔵されており、その価値を多くの人に知ってもらうため普及啓発が必要です。そのため、資料の整理や展示方法の見直し、老朽化した施設の改修及び施設周辺の環境整備を行う必要があります。

(2) その対策

文化芸術活動に触れる機会の提供に努めるとともに、泊分館の施設を積極的に活用し、各団体や個人の活動の成果を披露できる機会を提供するなど、文化芸術活動への支援を行います。

現在まで守られ続けてきた地域の伝統芸能を保存継承するため、担い手や指導者を養成し、これらの活動を支援していきます。

また、歴史民俗資料館に展示されている漁具・農具・民具など希少価値の高い資料や、地域に点在する歴史文化遺産について調査研究を行うとともに、収蔵施設の充実を図り適切な保存・管理を行います。さらに、歴史民俗資料館の改修、史跡周辺の遊歩道整備や草刈り等の環境整備を行い、利用者の利便性の向上を図るとともに、その価値を多くの人に知ってもらうための啓発に努めます。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
7. 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 その他	文化財史跡等環境整備（河口城跡～農道、宇谷区～倭文神社） 町指定史跡等の遊歩道及び周辺環境の整備	湯梨浜町教育委員会	
		泊歴史民俗資料館環境整備工事 資料館の改修及び周辺環境整備、 収蔵庫整備		
		小浜銅鐸レプリカ製作		

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

地域の自立を促進するためには、基本となる個々の集落の維持・発展を図ることが必要です。本地域における集落数は、近年の宅地造成や住宅建設等定住対策の成果によって、現在九つの集落に増加しましたが、依然として歯止めがかからない人口減少や若年層の都市部への流出、少子・高齢化の進行など、過疎の大きな要因となる問題を抱えています。

元来、集落は地域の歴史や伝統文化を親から子、子から孫へと伝承する一つの単位として重要な役割を果たしてきました。これにより、地域に誇りを持ち、地域への愛着を育む環境づくりが図られるとともに、活力に満ちた地域社会の構築と活性化へとつながりました。近年では、情報化の進展や価値観の多様化など、過疎地域を取り巻く社会環境は急速に変化しており、人口減少、高齢化の進行等を背景とした地域活力の低下が懸念されます。

生活環境の整備については、住宅の密集や集落地内の道路幅員が非常に狭いなどの防災面の不安や、老年層を中心に買い物への不安を抱えている集落もあるなど、安心して生活できる環境整備や支援が必要です。

また、地域コミュニティの拠点である中央公民館泊分館や活性化センターはまなす等の施設は、整備から相当の年数が経過しており、施設や設備の老朽化が著しい状況となっています。そのため、地域の活動拠点としてより多くの住民が集い、親しめる憩いの場として活用が図れるよう必要に応じた整備等が必要です。

地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない住宅やその他の建築物又はそれに付属する敷地が年々増加しています。これらの中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に影響を及ぼしつつあります。空き家等がもたらす問題の対策が求められています。

(2) その対策

人口減少や若年層の流出、少子・高齢化の進行など、過疎地域が直面する課題に適切に対応するための施策が必要です。そのため、地域の自立を促進し、地域住民が地域に誇りと愛着を持って生活できる活力に満ちた地域社会の構築が必要であり、地域の活性化、均衡ある住みよいまちづくりを推進するため、自主的な集落づくりの取り組みに対して支援していきます。

また、老朽化が進んでいる中央公民館泊分館や青少年の家といった社会教育施設を中心に、小さな拠点づくりも視野に入れながら、一体的な生活圏の構築を目指して、公共施設の機能集約及び整備を検討します。併せて、活性化センターはまなす等の施設についても、住民が利用しやすい地域の活動拠点として活用が図れるよう必要に応じた整備等を行います。

これに加え、集落内の基本的な防犯・防災対策として、集落が設置する防犯灯や自主防災組織に対して支援を行うほか、若者・子育て世代に対する住宅支援を行うことで、人口流出の抑制と少子化対策を進めます。

さらに、近年「スローライフ」という言葉に代表されるように、「田舎暮らし」や「自然志向」など、田舎での新たなライフスタイルを実現するための機運が高まっています。本町の豊かな自然環境を生かしながら、ＩＪＵターンによる移住定住を促進するとともに、移住定住者を支援することにより、これからの地域を支える人材の受け入れ及び受入態勢の充実に努めます。

このほか、地域おこし協力隊の導入などにより、地域活動の維持・活性化を図るとともに、本町の魅力発信活動等を通じた移住者の呼び込みや、隊員自身の定住を図ります。

空き家等については、適切な管理が行われていない場合には、所有者等に対して必要な助言・指導、勧告、命令によって適切な管理を促すこととしています。また、空き家等の所有者等が除却の促進に取り組む場合の支援も行います。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
8. 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	集落づくり総合交付金 自主防災組織運営交付金 防犯灯維持管理交付金 防犯灯設置交付金 集落活性化事業交付金	湯 梨 浜 町	
		地域にぎわい創出事業 地域が実施する運動会、祭りなどの経費を補助		
		空き家改修事業 県外からの移住定住者を受け入れる空き家所有者に改修費用を補助		
		移住定住者住宅支援事業 県外からの移住定住者が、住宅を新築・購入・改修するための費用を補助		
		田舎暮らし体験施設整備事業 移住定住者のための居住体験用滞在施設の整備費用を補助		
		若者夫婦・子育て世代住宅支援事業 若者夫婦や子育てを行う世帯の住宅取得費用を補助		
		三世代同居等支援補助金 新たに三世代同居等を目的として、住宅の新築、増改築及びリフォームに要する工事費用を補助		
		移住者運転免許取得支援補助金 県外移住者が自動車免許を取得した場合、取得費用の一部を補助		
		住宅等取得仲介手数料補助金 中古住宅や新築住宅用土地の取得に要する不動産仲介手数料の一部を補助		

		お試し住宅整備事業 移住定住検討者のためのお試し 住宅の整備		
		空き家対策支援事業 老朽危険空き家等の除却に要す る経費の補助		
		小さな拠点推進事業 小さな拠点を実現させるため、地 域住民が主体となった協議会の 立ち上げを図る		
		活性化センターはまなす整備事業		
	(3)その他	小さな拠点施設整備事業 泊地域の住民生活を支える買い 物及び交流拠点の整備工事 泊支所の耐震整備及び改修工事 (耐震補強設計、監理業務及び改 修設計業務)	湯 梨 浜 町	
		中央公民館泊分館整備事業 老朽化した泊分館の解体及び新 築工事		

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、豊富な湯量と上質なお湯に恵まれた「はわい温泉・東郷温泉」、大地が育む全国有数の「二十世紀梨」の産地、石脇海水浴場をはじめとする日本海に広がる白い砂浜が特徴です。これら町名の由来である「湯」「梨」「浜」に代表されるもののほか、地域の様々な資源を活用したまちづくりを推進しており、特に本地域では、地理的な利点を最大限に生かした自然エネルギーの利活用を進めています。平成14年度には鳥取県第1号機となる本格的な風力発電施設を潮風の丘とまりに設置するなど、環境に配慮したクリーンエネルギーの推進にいち早く取り組みました。取り組みを契機に自然エネルギーや環境問題への意識が高まり、潮風の丘とまりや泊小学校、中央公民館泊分館に太陽光発電設備を設置することにもつながりました。発電した電力の全部又は一部は同施設内で活用するなど、エネルギー資源の循環に努めています。

また、自然エネルギー活用の先進的な取り組みは、本地域に限らず全町へ広がり、平成27年度には本町で中四国エリア初となる温泉熱発電が稼働しました。

今後も、自然エネルギーの普及を推進することにより、地域の更なる環境意識の高揚を図っていく必要があります。

しかし、これまで長年にわたって本地域の環境保全・地域資源のシンボルとして大きな役目を担ってきた風力発電設備については、落雷や経年劣化による故障での停止が目立つとともに、同型機器の製造中止に伴って修繕費用が高額化するなどの問題が生じています。そのため、設備の延命化に向けた保守と並行して、平成35年2月末の電力受給契約期間満了及び大規模修繕が必要となった際の継続について検討する時期を迎えています。

(2) その対策

本地域で年次的に推進してきた風力及び太陽光発電による自然エネルギーの有効活用を図るとともに、環境施策の積極的な推進を通して、環境意識の醸成と普及促進に努めます。

風力発電設備については、保守を行いながら運転状況を注視し、契約期間満了及び大規模修繕が必要になった際は、投資対効果を検証して継続についての検討を行います。

また、一般住宅への太陽光発電設備等の設置を促し、設置に対する支援を行いながら、環境にやさしいまちづくりと本地域の活性化及び自立促進に努めます。

(3) 事業計画（平成28年度～令和2年度）

【過疎地域自立促進特別事業分】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項	新エネルギーの確立	住宅用太陽光発電システム設置事業 家庭等で住宅用太陽光発電システム等を設置した人に設置費用の一部を助成	湯梨浜町	

【再掲】

1. 事業計画（平成28年度～令和2年度） 過疎地域自立促進特別事業一覧

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
1. 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	鳥獣被害総合対策事業 農作物に関する有害鳥獣被害の未然防止	湯梨浜町	
		漁業振興対策事業 観光資源活用 定置網漁業導入支援事業 担い手・後継者育成 地産情報発信 イワガキ岩盤清掃実証事業	湯梨浜町 鳥取県漁業協同組合	
		陸上養殖起業支援事業	湯梨浜町 民間企業	
		沿岸漁業活性化推進事業 省エネ型エンジン購入費助成 漁船用機器購入費助成	湯梨浜町 鳥取県漁業協同組合	
		商業振興対策事業 特産品振興、開発	湯梨浜町 湯梨浜町商工会 JA鳥取中央 鳥取県漁業協同組合	
		工業振興対策事業 企業誘致、雇用確保	湯梨浜町 湯梨浜町商工会 鳥取県	
		観光振興対策事業 体験型観光商品造成 各種地域振興イベントの開催	湯梨浜町 湯梨浜町観光協会 湯梨浜町商工会	
		グラウンド・ゴルフ振興事業 グラウンド・ゴルフ発祥地大会補助金 ジュニアグラウンド・ゴルフ発祥地大会補助金 グラウンド・ゴルフ国際交流大会補助金 ワールドマスターズゲームズ2021 関西実行委員会補助金	実行委員会	
		グラウンド・ゴルフ国際化及び聖地化推進事業	湯梨浜町	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	高齢者定期券助成事業 3カ月、6カ月、1年定期券	湯梨浜町	
		バス停留所改修事業 石脇車庫バス停留所の改修		

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
3. 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	ごみ収集ステーションの設置・整備 未設置行政区へ設置 既存施設の整備	湯 梨 浜 町	
		生ごみ分別回収・肥料化拡大事業 取り組み区域の拡大支援		
		生ごみ処理機購入助成 購入助成 1 件 2 万円		
		不法投棄監視員・環境美化促進員の 委嘱設置（地域内の巡視） 1 名		
		地域清掃・海岸清掃活動支援 ボランティア清掃活動の回収 ごみの処分		
		地方公営企業法適用移行事業 資産調査及び整理		
		地方公営企業会計適用化 資産調査、整理及び会計システム 導入		
		農業集落排水の管路施設台帳調 製・既存公共下水道台帳システムへ の移行		
		小規模集合排水の管路施設台帳調 製・既存公共下水道台帳システムへ の移行		
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域自立促進特別事業	出産・入学・卒業祝金支給事業 第3子以降児の保護者へ出産祝 金、小学校入学祝金、中学校卒業 祝金を支給	湯 梨 浜 町	
		妊婦健康診査事業 安全で健康的な出産を支援		
6. 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	ふるさと教育推進事業 郷土の良さを体験するための学 習及び活動の推進 文化伝承・スポーツ・食育・水 産教室等	湯 梨 浜 町 教育委員会	
		特色ある学校づくり推進事業 泊小学校総合学習の充実 勤労生産学習・異年代交流・防 災教室・国際交流等		

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
6. 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	遠距離通学児童通学費補助 原及び宇谷区から泊小学校まで通学する児童が通学のために利用する一般乗合旅客自動車の定期券購入費を補助	湯梨浜町 教育委員会	
		「特定地域選択制」事業の導入 コミュニティーバスの運行		
		図書室（しおさいプラザとまり） 整備事業 視聴覚資料整備 視聴覚資料購入 児童用、教育 DVD 100 枚 クラシック音楽 CD 100 枚 文学 CD 100 枚 視聴覚資料（映像用）閲覧 デスク 1 台 視聴覚資料閲覧機器 1 台 視聴覚資料架（棚） 1 台 図書資料購入整備 一般、児童図書 3,000 冊 閲覧用情報機器整備 閲覧用インターネット機器 1 台 閲覧用インターネットデスク 1 台		
		コンピュータ機器等更新 （泊小学校・新統合中学校） 教育用・校務用・事務用		
		中央公民館泊分館振興事業 各種生涯学習活動の推進		
		泊小学校グラウンド芝管理事業 芝刈込、施肥、除草剤散布、散水等 9,825 m ²		
		通学費助成事業 高校生等の通学に要する定期乗車券の購入費一部補助		
8. 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	集落づくり総合交付金 自主防災組織運営交付金 防犯灯維持管理交付金 防犯灯設置交付金	湯梨浜町	

		集落活性化事業交付金		
		地域にぎわい創出事業 地域が実施する運動会、祭りなどの経費を補助		
自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
8. 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	空き家改修事業 県外からの移住定住者を受け入れる空き家所有者に改修費用を補助	湯梨浜町	
		移住定住者住宅支援事業 県外からの移住定住者が、住宅を新築・購入・改修するための費用を補助		
		田舎暮らし体験施設整備事業 移住定住者のための居住体験用滞在施設の整備費用を補助		
		若者夫婦・子育て世代住宅支援事業 若者夫婦や子育てを行う世帯の住宅取得費用を補助		
		三世代同居等支援補助金 新たに三世代同居等を目的として、住宅の新築、増改築及びリフォームに要する工事費用を補助		
		移住者運転免許取得支援補助金 県外移住者が自動車免許を取得した場合、取得費用の一部を補助		
		住宅等取得仲介手数料補助金 中古住宅や新築住宅用土地の取得に要する不動産仲介手数料の一部を補助		
		お試し住宅整備事業 移住定住検討者のためのお試し住宅の整備		
		空き家対策支援事業 老朽危険空き家等の除却に要する経費の補助		
		小さな拠点推進事業 小さな拠点を実現させるため、地域住民が主体となった協議会の立ち上げを図る		
		活性化センターはまなす整備事業		

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
8. 集落の整備	(3)その他	小さな拠点施設整備事業 泊地域の住民生活を支える買い物及び交流拠点の整備工事 泊支所の耐震整備及び改修工事（耐震補強設計、監理業務及び改修設計業務）	湯梨浜町	
		中央公民館泊分館整備事業 老朽化した泊分館の解体及び新築工事		
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項	新エネルギーの確立	住宅用太陽光発電システム設置事業 家庭等で住宅用太陽光発電システム等を設置した人に設置費用の一部を助成	湯梨浜町	

